

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

厚生常任委員会会議録			
日 時	平成 23 年 3 月 9 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 4 9 分
場 所	第 1 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	北野委員長、千葉副委員長、吹田・中島・濱本・斎藤（博）各委員 (成田（晃）委員欠席)		
説明員	生活環境・医療保険・福祉・病院局経営管理各部長、 保健所長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

○委員長

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、中島委員、斎藤博行委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「小樽市生活排水処理基本計画の制定について」

○生活環境部副参事

小樽市生活排水処理基本計画を策定いたしましたので、報告いたします。

最初に、基本計画の策定に当たりまして、現在の銭函 1 丁目にありますし尿処理施設の処理機能及び設備装置の状況を把握し、今後の施設整備、施設運営等の参考資料を得るため、8 月にし尿処理施設基本調査なるものを実施いたしております。し尿処理施設基本調査結果に基づきまして、本年 1 月、生活排水処理基本計画を策定したものであります。

資料に沿って、概要を説明させていただきます。

最初に、2 ページの計画策定の趣旨といたしまして、平成 17 年 3 月に一般廃棄物処理基本計画を策定しております。その中に生活排水処理基本計画を定めておりましたが、し尿処理場の老朽化、処理量の減少等による処理効率の低下が見られたことから、今後、新たな生活排水処理方法の検討が必要となり、今般、生活排水処理基本計画を策定し直したものであります。

次に、基本計画の 3 ページから 6 ページまでは、し尿処理の現況を述べており、第 3 節、し尿・浄化槽汚泥の処理状況であります。年々、し尿・浄化槽汚泥の収集量、処理量が低下している一方で、単位当たりのし尿・浄化槽汚泥の処理原価が年々増大し、処理効率の低下が見られる現状を示しております。

次に、9 ページの第 4 章、生活排水処理基本計画であります。最初に、基本方針といたしまして、公共下水道整備計画区域内については公共下水道による整備を、それ以外の地域については合併処理浄化槽による整備を推進することとし、新たに合併処理浄化槽を設置しようとする世帯へは設置整備事業補助金交付制度を導入し、整備の促進を図ることとしております。

また、今後のし尿・浄化槽汚泥の処理につきましては、国土交通省の汚水処理施設共同整備事業、通称 M I C S 事業の採択を受けまして、下水終末処理場に搬入し、下水と一元処理する方式に切り替えていくこととしてございます。

次に、11 ページの第 2 節、計画区域及び目標年度であります。計画期間を平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 か年とし、平成 27 年度を中間目標年度、平成 32 年度を最終目標年度としてございます。

目標値といたしましては、12 ページの表 4-2 にありますとおり、水洗化人口と合併処理浄化槽人口を合わせた生活排水処理率を平成 21 年度には 94 パーセントであったものを、平成 32 年度には 98.1 パーセントまで高めることとしてございます。

今後の施設整備計画としましては、13 ページの第 6 節、施設整備計画にありますように、下水終末処理場での処理に早期に切替え、汚水処理の一元化を図るとともに、第 7 節の市民に対する広報・啓発活動におきまして、14 ページの③に記載してございますとおり、合併処理浄化槽を設置する世帯については、設置整備事業補助金交付制度の活用による設置促進を図ることをうたっております。

最後に、施設規模といたしましては、15 ページにありますとおり、平成 27 年度の施設必要規模 1 日当たり 24 キロリットルと載っておりますが、この 1 日当たり 24 キロリットルを処理できる施設を、平成 27 年 4 月供用開始を目標に、今後、計画を進めていくこととなります。

し尿・浄化槽汚泥の受入れ施設といたしましては、中央下水終末処理場に設置することで考えております。また、

合併処理浄化槽整備事業補助金交付制度につきましては、第 2 回定例会で補助金の予算を計上した後、制度を立ち上げる予定で考えてございます。

○委員長

「北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について」

○（生活環境）管理課長

平成22年12月14日の厚生常任委員会以降における北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について報告いたします。

広域連合議会第 1 回定例会は 2 月 9 日に開催され、議案は、平成23年度一般会計予算であり、可決されております。

平成23年度一般会計予算につきましては、配付いたしました資料により、概要を説明させていただきます。

資料の北しりべし廃棄物処理広域連合平成23年度一般会計予算概要の 1 ページ目ですが、歳入の主なものといたしましては、分担金及び負担金は市町村負担金で14億8,940万5,000円であります。使用料及び手数料は、ごみ焼却処理手数料と粗大ごみ処理手数料の合計で 1 億5,112万円となっております。諸収入は、鉄くず等売払収入及び余剰電力売払収入などで3,230万3,000円となっております。

次に、歳出の主なものといたしましては、議会費は、臨時会及び定例会の議員報酬など66万7,000円、総務費は、事務局職員の給与や管理費などで3,388万1,000円となっております。

次に、衛生費の施設管理運営費であります。6 市町村の可燃ごみを処理するごみ焼却施設管理運営費は、現場職員の給与や施設運営・維持管理業務委託料、桃内地域振興対策費など 7 億5,300万6,000円、小樽市の不燃ごみ・粗大ごみ及び資源物を処理するリサイクルプラザ管理運営費は、現場職員の給与や施設運営・維持管理業務委託料など 3 億7,285万6,000円、小樽市を除く 5 町村の資源物を処理する北後志リサイクルセンター管理運営費は、資源ごみ選別処理業務等委託料などで3,412万8,000円となっております。

公債費は、4 億7,729万1,000円となっております。

以上の結果、歳入・歳出とも合計は16億7,282万9,000円であります。

次に、分担金及び負担金の内訳についてであります。2 ページの平成23年度関係市町村負担金算出調書にありますように、管理費については、均等割と人口割の比率に基づき算出し、施設管理及び運営費については処理実績割により、施設建設事業費及び公債費については、計画処理量割により算出した結果、小樽市の負担金は12億9,714万6,000円あります。

次に、広域連合事務局長の報告であります。処理施設運転状況について報告がされております。

平成22年 4 月から12月までの処理量実績についてであります。配付いたしました平成22年度処理施設の運転状況等に係る関係資料の 1 ページのごみ焼却施設につきましては、ごみ受入れ量が 3 万4,500トンで、焼却量が 3 万1,364トンであり、前年同時期と比較し、焼却量が3,486トン減少したこと、焼却に伴い排出された残渣及び溶融スラグ・メタルの搬出量は738トンで、前年度と比較し、ほぼ同量となったことなどの報告がありました。

次に、2 ページのリサイクルプラザについては、不燃ごみの搬入量が2,510トンで、昨年同期と比べ99トン増加、粗大ごみが1,842トンで、昨年同期と比べ168トンの増加、資源物の搬入量が2,670トンで、昨年同期と比べ 3 トン減少となったことなどの報告がありました。

3 ページから 5 ページの施設の環境監視についてであります。5 ページに記載の騒音・振動の11月に実施した敷地境界における騒音測定において、測定地点 2 か所のうち 1 か所で、午後10時から午前 6 時までの夜の時間帯における騒音レベルが52デシベルとなり、管理値である50デシベルを若干超過いたしました。

原因につきましては、灰溶融設備室付近の扉の開閉時に室内の音が外に漏れて敷地境界における測定値を高めた可能性があることと管理業務受託業者である日神サービスから報告を受けていること、1 月24日の再測定では管理値以

下であったことの報告がありました。

その他の項目では、すべて管理値を満たしており、施設周辺の土中ダイオキシン類は、基準の数百分の1以下という低い数値であったことなどの報告がありました。

なお、12月に実施いたしました排ガス測定結果につきましては、まだ正式な報告書の提出を受けていないため、空欄となっております。

○委員長

「地域密着型サービス事業者の選定結果について」

○（医療保険）主幹

小樽市の第4期介護保険事業計画において、平成23年度に整備を予定している地域密着型サービスの整備事業者について、昨年12月1日から28日まで公募を行い、本年1月27日に事業者を選定しましたので、その結果について報告いたします。

公募及び選定の状況は、資料（1）の表のとおりです。サービスの種類は、地域密着型介護老人福祉施設ですが、これは定員29名以下の小規模の特別養護老人ホームのことであります。

2施設の公募に対し、応募は社会福祉法人小樽北勉会からの1施設のみでありましたが、その開設計画が第三者から見て適切なものか、市民代表、学識経験者、保健医療関係、福祉関係など関係団体の委員から成る小樽市地域密着型サービス運営委員会において審査を行いました。

具体的な選定方法ですが、小樽市地域密着型サービス運営委員会の委員8名により、開設提案書等所定の提出書類について書類審査及びヒアリング審査を行い、これに基づき採点を行いました。採点は100点満点とし、委員全員の採点結果の平均点が50点以上の場合に、委員会が対象事業者として選定します。採点結果は、裏面の表のとおり、小樽北勉会の平均得点が72点でありますので、委員会から市長に選定の報告を行い、市長が最終決定したものです。

なお、選定された事業者は、今後、介護保険の指定を受けるため、小樽市に対し、事前協議及び指定申請を行う必要があります。

施設開設予定地は朝里川温泉2丁目で、現在、小樽北勉会が運営する複合施設の隣接地であり、開設予定時期は1年後の平成24年3月下旬、ユニット型施設で定員は29名であります。

○委員長

「北海道後期高齢者医療広域連合について」

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

平成22年第4回定例会以降の北海道後期高齢者医療広域連合の状況について報告いたします。

まず、1. 平成23年第1回北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会についてであります。会期は、平成23年2月18日の1日間で、午後1時から、ホテルさっぽろ芸文館3階蓬莱の間で開催されております。

主な議案と概要ですが、（1）平成22年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算であります。保険給付費等の予算不足が見込まれることに伴う増額及び国の補正予算による平成23年度の保険料軽減の継続に伴う交付金等の補正を行うことにより、歳入歳出それぞれ150億6,889万5,000円を増額補正するものです。

（2）北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正の主な内容についてですが、①被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する保険料の軽減につきましては、均等割額の9割軽減を平成23年度も継続することになりました。

②所得の少ない被保険者に対する均等割額8.5割軽減についても継続することとなりました。

（3）北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例につきましては、（2）の保険料軽減措置を継続することに伴う所要の体制であります。

（4）平成23年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ17億1,856万8,000

円で、前年比3,538万2,000円の減となっております。

(5) 平成23年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計予算は、歳入歳出それぞれ7,118億5,354万円で、前年比468億8,520万4,000円の増となっております。

次に、2. 北海道後期高齢者医療広域連合運営協議会についてであります。平成22年度第3回運営協議会が平成23年1月28日金曜日午後6時から国保会館の5階大会議室で開催され、北海道後期高齢者医療広域連合の事業状況、平成22年度補正予算案、平成23年度当初予算案等について協議が行われております。

○委員長

「市立保育所の規模・配置に関する計画について」

○(福祉) 宮本主幹

市立保育所の規模・配置に関する計画につきまして、平成23年度に各保育所の児童定員を見直します。このうち、最上保育所につきまして、現在45人定員となっているところを計画では40人定員とすることとしておりましたが、現在の45人定員のままとすることといたしました。

理由といたしましては、新年度の入所受付を行いましたところ、新規申込み、継続申込みを合わせて45人の申請がありましたことから、定員を変更せず保育を実施することといたしました。

なお、他の市立保育所の定員につきましては、計画どおり見直しをいたします。

○委員長

「バリアフリー設備調査及びバリアフリーマップ作成事業について」

○(福祉) 三船主幹

バリアフリー設備調査及びバリアフリーマップ作成事業について報告申し上げます。

本市には、バリアフリーに関する情報をまとめたマップとしては、平成19年度に社団法人小樽観光協会が発行した「小樽あんしんマップ」がありましたが、作成後既に3年以上が経過しており、内容を更新する必要性がありました。

障害のある方の社会参加につきましては、近年、その機運が高まりつつあり、全国有数の観光都市である本市には多くの観光客が訪れております。そして、本市は高齢化が進んでおり、バリアフリーに関する情報は、高齢の市民の皆様にも大変有効であります。

そこで、ハンディキャップを持つ方々に対し適切な情報を提供するため、市内の公共施設、観光施設、商業施設等を実地調査して、バリアフリー対応設備の整備状況を把握し、情報を整理するとともに、見やすくわかりやすいマップを作成することといたしました。

本年度、北海道が募集しました緊急雇用創出推進事業の重点分野雇用創造事業として申請をしましたところ、採択されましたので、昨年10月から事業に着手をし、当時、失業中の方2名が委託先において雇用され、市内319か所の実地調査を行いました。市としては、少しでも見やすいものとなるように、障害の当事者団体等と相談もしつつ、掲載する情報を厳選し、文字を大きく、かつ、少なくするなど、マップの内容を管理して事業を進めてきたところでもあります。

そして、このたび、成果品であります小樽バリアフリーマップ3,000部の完成を見ましたので、委員の皆様のお手元にお配りするとともに、今後、市内の施設等、必要な箇所に早速配置させていただく考えであります。また、市のホームページ上での公開につきましても予定をしております。

○委員長

「小樽市食育推進計画策定について」

○(保健所) 犬塚主幹

小樽市食育推進計画につきましては、昨年9月の第3回定例会の当委員会において、計画の策定、推進等の中心

を担う小樽市食育推進連絡会の設置、策定スケジュール等について報告したところでありますが、このたび、食育基本法第18条の規定に基づき、小樽市食育推進計画を策定しましたので、報告いたします。

昨年の第3回定例会での報告以降の経過であります。平成22年10月から11月にかけて3回の小樽市食育推進連絡会を開催し、計画素案を策定いたしました。計画素案につきましては、庁内企画政策会議を経て、パブリックコメント手続を平成23年1月4日から2月2日までの30日間実施いたしました。その結果、1人の方から3件の御意見をいただきました。

御意見の概要であります。1件は、各世代における食育への明確な取組の必要性、2件目は、食育インストラクターなどの専門家を活用した食育の推進、3件目は、小樽市食育推進連絡会の幅広い視野を有する委員構成の必要性について寄せられました。これらの御意見は、計画の推進過程で検討されるべき事項でありますことから、今後、本計画の進行管理等を担う小樽市食育推進連絡会において検討してまいりたいと考えております。

なお、パブリックコメントの結果につきましては、本市ホームページに掲載しています。

次に、計画の概要についてであります。本計画は、市民が生涯にわたり健康で豊かな生活を送れるよう、「たべる」を通じて「ひとづくり」、「まちづくり」を進めることを基本目標として策定いたしました。「ひとづくり」は、市民が正しい食生活を身につけるとともに、安全な食品の提供を受けることで健康的な生活を送ることができるようになることを目標とし、「まちづくり」は、食を通じてコミュニケーションを図り、活力あるにぎわいのまちを目指すとともに、本市の食文化の継承に努めることを目標としています。

具体的な施策は、平成21年7月に実施した市民アンケートの結果を反映させるとともに、国や北海道の計画、また、本市健康増進計画である健康おたる21と整合を図りながら、それぞれの基本目標に基づき取り組むこととしており、「ひとづくり」では、親子が協力して食事づくりをする取組など15項目、「まちづくり」では、食のボランティアの活用により、食を通じた人と人とのつながりや地域交流の場を増やす取組など6項目となっております。

また、目標の達成度を評価するため、「ひとづくり」では、食育に関心を持っている市民の割合など七つの指標を、「まちづくり」では、食のイベントに参加する市民の割合など五つの指標を設けました。計画の推進につきましては、市民、地域、保育施設、幼稚園、学校、食の関係団体等といったさまざまな食育の担い手と本市が互いに連携・協力して取り組むことが必要であることから、それぞれの役割を明記するとともに、これら担い手の代表者から構成される小樽市食育推進連絡会が食育推進の中心的役割を果たすこととしております。

なお、計画期間は、平成23年度から27年度までの5年間です。

○委員長

「小樽市内での子宮頸がん等ワクチンの接種事業について」

○（保健所）保健総務課長

子宮頸がん等ワクチンの接種事業について、昨年の第4回定例会以降の経過について報告いたします。

昨年、第4回定例会で、3種のワクチン接種に係る委託料、また、問診票作成に係る事務経費等3,160万円を議決いただいたところです。平成23年1月には、医師会を通じまして接種可能な医療機関に申出をいただき、3種合わせて37の医療機関に御協力をいただくことになり、2月1日からの接種を開始したところであります。

今回のワクチン接種についての市民周知は、広報おたる2月号、市のホームページの掲載のほか、報道機関の御協力を得ているところであります。

なお、子宮頸がん予防ワクチンについてですが、1月18日に市内中学校、高校の教育関係者を対象に、また、1月20日には接種医療機関を含めた医療関係者を対象に3種ワクチンの接種について説明会を実施したところであります。

このほか、一般市民を対象に2月19日土曜日、市民センターマリナーホールにおいて説明会を開催し、説明後、質疑等を行っております。一般市民を対象とした説明会につきましては、4月、5月にも実施をしていく予定であります。

す。また、子宮頸がん予防ワクチンの接種に関しましては、市内中学校、高等学校からの要請があれば、保健所職員が出向き、健康教育を行う予定であります。

なお、3月に入りましてから、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種後の死亡事例が報告されており、現在、その対策が検討されているところであります。市内医療機関においても、当面、この2種のワクチンについては投与を中止しているところでございます。

また、子宮頸がんワクチンについても同様に、3月に入ってからワクチンの供給が抑制されている状態となっており、現在、高校1年生在学中の方については、平成23年度4月以降に接種をした場合においても補助対象になるところが変更になったところであります。

なお、子宮頸がんワクチンについては、7月以降、供給体制が安定するというふう聞いております。今後も、情報が入り次第、ホームページ、報道を通じて市民の皆様へ正確な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

○委員長

次に、本定例会において付託された案件について、順次、説明願います。

「議案第31号について」

○（福祉）地域福祉課長

議案第31号小樽市軽費老人ホーム条例を廃止する条例案について、説明申し上げます。

この条例案を提出いたしましたのは、昭和50年に開設した小樽市軽費老人ホーム福寿荘は、施設の老朽化が著しく、国のケアハウス化に一元化する方針もあり、施設を維持することが困難となり、平成20年3月末をもって入所者募集を停止する方針とし、平成19年第4回定例会の厚生常任委員会で報告し、平成20年第1回定例会で募集停止に必要な条例改正を提案し、議決いただいたところであります。

その後、入所者とは懇談を重ね、約3年をかけて養護老人ホームやケアハウスなどの施設への転居が進み、この3月中に入居者の転居が完了することが明確になったことから、用途廃止するための条例案を提出したものであります。

なお、施行期日については、本定例会へ廃止する条例案を提案した際に、転居することは決まっているものの、まだ入居者が残っていたことから、規則で定める日としておりましたが、現在、既に全員の転居が完了しておりますので、予定していたとおり、平成23年4月1日を施行期日として規則改定いたします。

○委員長

「議案第32号について」

○（生活環境）生活安全課長

議案第32号小樽市安全で安心なまちをつくる条例の一部を改正する条例案について説明させていただきます。

この条例案は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とし、犯罪被害者等基本法に基づき、市が関係機関と連携し、犯罪被害者等に対する相談、情報の提供、助言、その他の必要な支援を行うための犯罪被害者等への支援条項を小樽市安全で安心なまちをつくる条例に設けるものであります。

なお、この条例案については、平成22年12月1日から23年1月6日の37日間、パブリックコメントを実施しましたが、市民等の意見はありませんでしたので、昨年12月の厚生常任委員会において報告した条例原案からの修正はありません。

○委員長

「議案第33号について」

○（経営管理）管理課長

本委員会に付託されております議案第33号小樽市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

現在、小樽病院では、市民に対する健康保持の啓発及び疾病の早期発見に資することを目的としまして、自動券売機を利用して気軽に受診できるプチ健診を実施しているところではありますが、今後、より一層の市民啓発を図るとともに、市民の利便性を高めるため、院外におきましてもプチ健診を実施することとしたいと考えております。

現行条例では、病院事業が医療行為を行う場所としましては、小樽病院と医療センターの 2 病院に限定されております。院外でプチ健診を行うに当たりましては、医療法上は、一時的ではあっても診療所を開設することとなりますが、この開設に当たりましては、条例上の設置根拠が必要となります。このことから、現行条例の第 2 条に 1 項を追加し、臨時に病院以外の場所において簡易な検査を行う診療所を市立小樽病院の附属診療所として開設することができるという規定を新たに設けることにより、院外でプチ健診を行うために診療所を設置することについての条例上の根拠を明確にするものであります。

なお、施行日は公布の日としております。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会の順といたします。

共産党。

○中島委員

◎議案第 31 号（小樽市軽費老人ホーム条例を廃止する条例案）について

最初に、議案第 31 号小樽市軽費老人ホーム福寿荘の条例を廃止する条例案について質問します。

平成 19 年第 4 回定例会の当委員会への報告以降、当時入居していた 36 人の転居先についての資料を出していただいております。この資料のとおり、養護老人ホーム小樽育成院に入所された方が半分ほどになっています。こういうことで市民の方々が育成院になかなか入れないという状況がなかったのかということが懸念されるのですが、育成院の待機者の数はこの間増えなかったのか、また、同期間で入所した方々は、福寿荘から来た 17 人以上に何人ぐらいいらしたのか、お答えください。

○（福祉）地域福祉課長

現在の待機者の細かな数字は把握していませんのですけれども、育成院の入居者は、おおむね 200 人のキャパがありまして、ここ数年、毎年、二十数人程度の出入りがあり、入居できている状況になっております。最大でも申込みをいただいてから 1 年以内に入れる状況になっておりまして、このたび、福寿荘から 1 年間で大体五、六人が転居しておりますけれども、この影響を受けて特に入居待ちの期間が長くなったという状況にはなっていないと思っております。

○中島委員

正確性に欠ける答弁ではありますが、あまり大きな問題にはならなかったと判断していいのでしょうか。

次に、入居者の費用負担の問題もちょっと心配でしたので、資料を出していただきました。

転居した方々は、安くなった方もいらっしゃいますし、ゼロ円になった方も 1 人いらっしゃいます。しかし、多くの方は高くなってしまっていて、これまでの福寿荘は自炊ですから使用料は部屋代だけで、食事代が別にかかっているわけですが、それと比較しても、高齢者の方々は、少ない収入を食事で調整するというのでつましい食事をする方が多いというふうになっております。そういう意味では、平均で 1 か月に 6,100 円の使用料だった方々が 3 万 7,500 円と食事つきで大体 6 倍ぐらいの費用負担になったと出ているのですけれども、こういう問題でいろいろな御意見や相談などはなかったのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

福寿荘から育成院に引っ越して負担が多くなったということについては、施設も含めて市にも御意見をいただい

た方はおりません。

○中島委員

あまり大きい声でお金はないからとは言えるものでもないという気はしますけれども、実態としてはなかなか深刻な結果だったのではないかと思います。

今の説明にもあったとおり、国では、軽費老人ホームA型、B型のほかにケアハウスの3種類あったものをケアハウスに一元化する方針ということで、福寿荘も廃止という方向が示されたと書いてあるのですが、A型、B型、ケアハウスのそれぞれの違いと、ケアハウスに一元化する目的はどのようなところなのかをお聞かせください。

○（福祉）地域福祉課長

そもそも軽費老人ホームというのは、低額な料金で高齢者が入居できる施設でございます。A型、B型においては、身寄りがいないとか、家庭の事情、住宅事情などで居宅において生活することが困難な方々が入居するというものです。A型とB型で言えば、A型は食事がついていて、B型は食事がついておりません。ケアハウスは、それより身体の機能が若干低下している方で、さらに言うと、介護保険で特定施設入居者生活介護の指定を受ければ、そういう介護サービスも受けていけることになっております。

○中島委員

そうしたら、A型、B型に居住していて、身体機能が落ちた場合、外からの介護サービスは受けられないということですか。

○（福祉）地域福祉課長

A型、B型でも、自分で契約して自宅と同じようなサービスを受けることはできます。

○中島委員

50人規模の施設の廃止が36人というところから出発しましたけれども、そういう受入れ機能がなくなるということは、ちょっと残念だという気がしているのです。

まちを歩いている、80代でもしゃんしゃんと普通の生活をしている元気な高齢者が圧倒的に多い時代になりまして、みんながみんな、ケアハウスだと言うほどでもないのです。ですから、福寿荘のように、自炊をしながら低額の施設で暮らすことができるのはなかなかいい話だと思っておりますが、こういう施設がなくなることについて、後続にどんな施設をつくる予定であるかという問題があるわけです。この跡地利用の問題では、当初、29床の小規模多機能の特養として利用する予定があったはずですが、これはもう、手を挙げる業者が1か所しかいないということで、ここの跡地利用はなくなりました。今後、施設の解体、それから跡地利用の計画について、何かめどがあるのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

居住としての50人のキャパがなくなるということを委員はおっしゃいましたけれども、老朽化するなり、ケアハウスへ一元化という部分もございまして、この資料で見るとおり、そもそも我々が平成19年末に募集停止を決める段階においても、年次で15年、16年、17年、18年、19年、20年と50人のキャパが満度に埋まっているわけではなく、最終的には36人になっておりましたけれども、年次で減っていた状況があります。

あと、育成院は収入に基づいた負担金を取っておりますので、この料金を見ていただいて育成院で高額の負担になっている方は、それだけの収入を得た方が福寿荘に入っていたとも言えるのではないかと思います。そういう意味では、純粋な意味で、当初、目的としていた軽費老人ホームの本当にコアな目的としては、緩やかな使い方になっていったのではないかと考えるところではあります。

また、福寿荘の跡地利用のことですけれども、これまで、平成20年第1回定例会で条例改正をして、募集を停止し、転居を進めて、この委員会でもせかさないようにということで、緩やかに転居を進めるということでやってきております。そして、この3年間でやっとゼロになり、片や転居を進める施策とちょうど時期が合う形で、22年、23年

の第 4 期介護保険事業計画で小規模特養の施設を中心部につくろうということがありましたので、中央地区の 1 か所にこの土地も提供しようということで進んでおりました。問い合わせはちょっとありましたけれども、手を挙げる事業者がいなくて、目標としているストーリーは、廃止に向けてはうまくいったのですけれども、跡利用についてはうまくいかなかったという状況になっております。

年末に小規模特養を募集して、だめだったということになっておりますので、今まさに、ちょうど一つの時期が終わったわけで、我々としても、目指していた小規模特養の利用という部分では 23 年も募集はしないわけですから、一定程度、総括も必要だと思っておりますので、この土地をいかにすることが小樽市にとっていいことかということを変更してこれから議論していかなければならないというふうに考えております。

○中島委員

当面の跡地利用計画はないということですね。

課長は、36 人に対して、だんだん減って行って、利用状況としても満度ではなかったとおっしゃいますが、老朽化してひどい状況でしたから、積極的に入る希望はあっても、住む決心がつかなかった方が多いのではないかと私は思いますので、それが廃止の大きな理由にはならないと思います。

そういう点では、この場所に限らず、50 人分あった比較的元気で生活できる高齢者向けの施設が今回なくなったわけなので、それに対応できるような新たな施設の検討はぜひお願いしたいと思います。

この項目については以上で終わります。

◎小樽市食育推進計画について

次に、小樽市食育推進計画についてお聞きします。

今、保健所から報告を受けましたけれども、今回の計画を見ていろいろと思ったことがあります。平成 23 年から 5 年間の計画で、最終年度の目標値はあるのですが、年度別の目標設定がないのです。大抵、小樽市の出してくる計画には、何年には何をやるかという目標がきちんと出てくるのが普通なものですから、5 年間でまとめた結果だけという中身はどうかと思います。年度別目標設定がない理由について聞きます。

○（保健所）犬塚主幹

確かに、委員の御指摘のとおり、年度計画についてはございません。と申しますのは、食育は、個人の意識の問題や生活様式の問題であることから、一定の時間がかかるということが考えられます。まず、この 5 年間につきましては、食育を周知し、少しでも多くの市民に食を通じて食育の目的の中心となる心身の健康と豊かな人間形成を考えていただくことを基本に考えてございます。

しかしながら、市民への食育浸透を図るため、小樽市食育推進連絡会という名称の組織を設置しておりますので、平成 23 年度から 27 年度の間にもどのような事業を展開するか、具体的なものについては新年度当初からの連絡会でどういった形で進めるか、協議してまいりたいと考えてございます。

○中島委員

市民アンケートを実施していますが、このアンケートの対象をどういうふうに設定したのでしょうか。回収率も出ていますし、人数も出ておりますが、どういう方々を対象にして実施したのか、また、回答した方々の内訳、男女比、年代別、食育ということでしたら居住地域なども関係あるのか、あるいは有職者、無職者の割合など、アンケートに答えた方々の基本的なベースがどうなっているかをお知らせください。

○（保健所）犬塚主幹

最初に、今回のアンケートでは、居住地域、職業の有無については調査してございません。対象につきましては、就学前の子供から成人、高齢者まで市民 1,220 人を対象として、回答数は 851 名、回答率としては 70.3 パーセントでございました。

回答者の内訳については、幼児、就学前の子供については、851 人のうち 112 人、率としましては 12.9 パーセント、

小学生が96人の11.3パーセント、中学生が34人の4.0パーセント、高校生が280人の24.7パーセント、20代、30代が135人の15.9パーセント、40代、50代が157人の18.4パーセント、60代以上が104人の12.2パーセントでございました。その他、年齢不詳の方が5名いました。男女比につきましては、851人の回答総数のうち、男性が288人で全体の33.8パーセント、女性は555人の65.2パーセント、不明の方が8人という結果でございます。

○中島委員

ちょっとバランスの悪さがあります。各年代はいますけれども、男女比でこんなに差があるというのは、どういう対象を選んだのかという気がするのですが、アンケートを配る対象はどのようなふうを選んだのですか。

○（保健所）犬塚主幹

まず、無作為は無作為なのですが、例えば、小・中学校であればPTA連合会を通じてアンケートをとるとか、幼稚園であれば幼稚園連合会を通じてという形、それから、成人、高齢者につきましては、当時、保健所で健康診査をやってございましたので、そういった方々をお願いするという形で実施いたしました。

○中島委員

このアンケートを母体にして小樽市における今の食の実態を出しているわけですが、小樽市民の現状が反映されていると判断される内容だというふうにお考えなのでしょうか。

○（保健所）犬塚主幹

まず、アンケート結果につきましては、集計しまして、委員の御指摘する内容としては、恐らく標本数の問題やアンケートの偏りのことだと思うのですが、標本数につきましては、統計学上、標本数の問題は確かにあるのですが、当然、数が多ければ多いほど正しい統計が出るのはもちろんですが、標本サイズとしても1,220人のうち851人という回答数で、標本数としては問題ないということが計算上出てくると思っております。

結果につきましては、確かに、市民から数多くアンケートをとったわけではないので、これが本当にすべてを反映しているかというのは御指摘のとおりだと思いますけれども、アンケートに回答していただいた方も、851人と一定程度の数でございますし、計画をつくる上で、小樽市民のアンケート結果のほかに、国とか道など全国規模、全道規模のアンケート結果も参考としまして計画をつくり上げましたので、そういった意味では、計画についてはバランスのとれたものになっているのではないかと考えてございます。

○中島委員

アンケートの結果については、使えるものだと判断したということですが、人口が少なくなったといっても、13万人がいる中で800人台のアンケート結果で計画をつくっていいのかという疑問は残ります。

次に、食育推進計画の中で、「ひとづくり」とか「まちづくり」とか、それぞれ目標を設定しております。それで、現状値と目標値のあたりなのですが、例えば、17ページの目標値は、「『食べる』を楽しむ」が、現状値では77.5パーセントだったものが、目標値では90パーセント以上にと書いてあるのです。この目標値の数字というのはどういうふうにして確認するのと思ったのです。

○（保健所）犬塚主幹

数値目標を示してございまして、計画は平成23年度から27年度の5年間でございまして、25年度をめどに、再度、市民アンケートで調査をしまして、これは21年度に調査してございまして、それと比較対照しまして、達成度について評価したいと考えてございます。

○中島委員

この目標値に増加というものがありますが、増加というのは、アンケートで前回より増加していればいいのかという意味ですか。

○（保健所）犬塚主幹

まず、アンケートで現状値について示されておりますので、目標値については、例えば、17ページに書いてござ

います生活習慣病予防のための食生活改善を意識している人が平成21年度の調査で51.6パーセントでございました。今回は目標値として60パーセントとか70パーセントという数字を設定することなく、とりあえず51.6パーセントより増えていけばまず前進という形です。これは国で示されている目標値や道の目標値も参考にしてつくってございまして、具体的に数値目標があるものについては国や道のものを使っております。それから、増加というのは、基本的に小樽市独自の目標でございまして、その中で、国や道で参照するものがなかったという部分が正直に言うてございすけれども、とりあえず、現状値より前進すればまずはよしとすると。食育というものは、強制するものではなくて、やはり、市民の意識や生活様式の改善といえますか、そういうところに目標を置いておりますので、具体的な数値うんぬんという形が果たしてどうかということもございす。

連絡会の議論で御意見がございましたら、そういったことも考えまして、こういうものも見直すことを考えておりますけれども、今のところ、連絡会ではこれを了解していただいておりますので、当面はこれで行こうかと考えてございす。

○中島委員

再度、アンケートをとって、そのアンケートの結果で評価するわけですが、市民全体の食に対する意識が変わっていることが、現在とったアンケートと比較して並んで評価できるものかどうか、評価もなかなか難しいと思います。対象も変わってくるでしょうし、人数もきっと変わるのではないかと思うので、どういう形になるのかと思う面はあります。やることについて反対はしませんけれども、ちょっと不安定な内容に感じます。

最後に、この食育推進連絡会に参加している食に関連する団体とか、庁内の関係部局とおっしゃっていますけれども、どういう方々が参加してくるのかということだけ聞いておきたいと思います。

○（保健所）犬塚主幹

小樽市食育推進連絡会につきましては、昨年9月に設置してございす。構成メンバーにつきましては、全体で14名でございす。内訳は、公募して応募していただいた市民が2名、残りは12団体からの参加になってございす。その12団体の内訳につきましては、まず、小樽市父母と教師の会連合会、小樽消費者協会、小樽市民間保育協議会、小樽地方私立幼稚園連合会、小樽市校長会、小樽食生活改善協議会、北海道栄養士会後志支部小樽栄養士会、小樽市食品衛生協会、新おたる農業協同組合、小樽市漁業協同組合、小樽機船漁業協同組合と、もう一つ、学識経験者ということで、大学の准教授を定年された方に入っていて、合計で14名になってございす。

それから、庁内の食育関係でございすけれども、産業港湾部、福祉部、教育部と保健所でございす。

○中島委員

わかりました。

今後の連絡会の推進について見守っていききたいと思ひます。

○保健所長

先ほど、主幹がアンケート結果についての答弁をいたしました。今回の食育推進計画に際してのアンケートは、私の目から見ますと、無作為抽出になっておりません。申し上げたように、保健所に来られた方にアンケートを出すとか、PTAの団体をお願いするという形で、無作為抽出という手法を使ってございせんので、確かに、委員がおっしゃるとおり、小樽市の現状であると言うには手法上は問題があると思ひしておりますので、あくまでも、それは諸般の事情があつてこうなつたのだと思ひます。諸般の事情と申しますのは割愛させていただきますが、今回のこのアンケートが小樽市の現状を反映しているということではなく、これは、たまたまお聞きした方々の御意見を参考にして計画を立てたということ御理解いただひ結構だと思ひます。

ただ、数につきましては、私どもが開始いたしました地域診断事業におきまして、小樽市の現状を分析する際には、無作為抽出でアンケートを発送しており、回答が840件で小樽市の現状はこうであるということですので、食育の回答数は851件と、数におきましては地域診断のアンケートを上回っておりますので、数の問題ではなく、手法の

問題として参考程度にするものでしかなかったということはそのとおりでございます。

○中島委員

重要なお話だったものですから、一言言っておきたいと思います。

小樽市民の一部の状況だとは言えるが、全体の反映だとは言いきれないというお話でしたけれども、それに基づいて5か年計画を立てて、さらに目標値を同じようなアンケートで確認してということになりますと、この食育計画のよりどころといたしますか、どうなのかという疑問をさらに深くした状況です。

○保健所長

確かに、委員がおっしゃるとおり、無作為抽出のアンケートで計画はつくるべきだと、それはもちろん厳密な意味ではそうだと思います。ただ、計画をつくる上で、現状がなければ全くつけれない計画と、現状は正確に把握していなくても、そもそもこの場合は達成値がもうできておりますので、参考程度のアンケートということで計画をつくったということが甚だしくおかしいというふうには私は認識しておりません。

○中島委員

わかりました。

◎小樽市生活排水処理基本計画について

次に、小樽市生活排水処理基本計画について、何点かお聞きします。

今、報告を受けましたけれども、公共下水道事業というのは、年々、処理区域が広がって、現状では、下水道の接続普及率は98パーセント、水洗化率も95パーセントと書いてありました。今回、し尿や汚泥などの生活雑排水の対応、処理ということで変更するということですが、現在の銭函地区にあるし尿処理場をやめて、色内にある下水処理場に新たに設置するというお話でした。対象者の問題ですけれども、単独処理浄化槽の人口が1,241人で、くみ取り人口が6,859人と書いてありますけれども、市街化区域では下水道ができていますからつなげればいいのですが、いわゆる区域外の方々というのはどれぐらいいらっしゃるのか、その辺をまずお聞かせください。

○生活環境部副参事

4ページの平成21年度の表を見ますと、市内全体では合併処理浄化槽が190人、単独処理浄化槽が1,241人で、し尿処理人口が6,859人となっております。このうち下水道の計画区域外、いわゆる市街化調整区域での数でございますが、合併処理浄化槽においては102人、単独処理浄化槽においては101人、し尿処理のくみ取り人口におきましては715人となっております。

○中島委員

それらの方々いろいろな働きかけていくことになると思うのですが、最終年度ではこの数がどれくらいになる予定なのでしょうか。

○生活環境部副参事

12ページに、平成21年度を基準といたしまして、27年度、32年度と将来の目標値を入れてございます。まず、平成32年度が目標値でございますので、合併処理浄化槽が市内全体では263人、単独処理浄化槽が459人、し尿のくみ取りが1,810人となっております。今御質問のありました市街化調整区域では、平成32年度になりますと、合併処理浄化槽が227人、単独処理が23人、そして、し尿のくみ取りは650人というふうに見込んでございます。

○中島委員

市街化調整区域だけを見れば、そんなに大きな人数の変化ではないという気もするのですが、実際に、銭函にあるし尿処理場をやめて、中央下水終末処理場内に新たな施設をつくって対応することになるというお話で、施設は平成27年度にできるとおっしゃった気がするのですが、今は23年度ですから、大分先のような気がするのです。もっと早くつくるということではなく、なぜ27年度なのかと思ったのです。

○生活環境部副参事

まず、平成22年度におきまして、先ほど言いましたし尿処理場の基本調査を行いまして、その結果のデータに基づきまして、今年度、生活排水処理基本計画ができました。この生活排水処理基本計画を国に提出できますので、23年度に水道局が国にM I C S 事業の認可申請を行うこととなりまして、M I C S 事業の認可申請に約1年、そして、設計に1年、工事着手に1年から2年ということで、工事期間が終わり次第、供用開始ができるものと考えてございます。一応、最高を見て27年4月までに供用開始できるものと考えております。

○中島委員

そんなに時間がかかるものなのですね。そういう施設にかかる費用というのはどのぐらいになるのでしょうか。

○生活環境部副参事

平成22年8月に行われましたし尿処理場の基本調査、これは委託した事業でございますが、コンサルによる説明によりますと、下水道に放流する場合、1キロリットル当たり1,900万円という一般的な試算の数値が示されてございます。ですから、例えば二十四、五の施設をつくるとなると4億円から5億円になると思います。ただ、受入れ施設の既存施設等を利用できるとなれば、この辺の単価はもう少し安くなるというふうに言われてございます。

○中島委員

M I C S 事業とおっしゃっていましたが、こういう事業を道内各自治体で既に取り組んでいるところは大部分あるのでしょうか。

○生活環境部副参事

M I C S 事業は、国土交通省が平成7年に新設した制度でございますが、下水道、し尿処理施設等、複数の処理施設がばらばらで処理するのではなく、共同で利用できる施設を整備することによって、効率的な汚水処理事業が展開できるということを目的とした国の補正事業でございます。今までの実例からいきますと、稚内市が平成12年、室蘭市、北見市が14年、伊達市が17年、登別市が20年、釧路市が21年にそれぞれM I C S 事業を申請し、事業を行ってございます。

○中島委員

合併処理浄化槽に切り替えると補助を受けられる制度がつくられるという話なのですが、この表を見ても、実際に合併処理浄化槽を設置している件数は少ないです。設置にはかなりの費用がかかるという問題があると思うのですが、実際に合併処理浄化槽をつくるときに負担するとしたら幾らぐらいかかるものなのか、補助金というのはどういうふうに設定する予定なのでしょうか。

○（生活環境）管理課長

合併処理浄化槽の設置費の関係でございますけれども、大体5人槽で100万円前後になっております。

市で予定している助成制度の設定の考え方でございますけれども、国の補助金の考え方が設置費の4割を国と市で、6割を設置者にとりなるとなっておりますので、設置に当たっては、その考え方を基にして額を決めたいと思います。現時点で具体的な額についてはまだ考えておりません。

○中島委員

4割、6割の基準というのは、義務的な数字としてあるのでしょうか。それとも、市町村で判断できる余地がかなりあるものなのですか。

○（生活環境）管理課長

ただいま申し上げました4割、6割という割合ですけれども、これは、義務的な割合ではなくて、各市町村の状況、あるいは事情によって変わってくるということでありまして。

○中島委員

そういうことでしたら、負担割合については一定の緩和を図って、積極的に合併処理浄化槽にする方向を強める

べきだと私は思うのですが、どれぐらいの予算になっていくか。第 2 回定例会で出されるとのことなのでこれからだと思うのですが、設置するための 100 万円というお金はなかなか大きな金額です。実際に 190 件しかないところを見ても、やはり、経費の問題が大きいのではないかとと思うので、ぜひ、負担割合については積極的な市民サービスになるような形の検討をしてほしいということをお願いしておきたいと思いますが、この 4 割、6 割をさらに検討できる余地はあるとお考えでしょうか。

○（生活環境）管理課長

道内の他都市、何件か額は聞いておりますけれども、大変ばらつきがございます。その理由としては、下水道の普及率とか、管内周辺の自治体の格差とか、いろいろな要素があると思いますので、先ほどの国の基準とあわせて、それらも考慮して額については決定していきたいと考えております。

○中島委員

わかりました。よろしく申し上げます。

○ふれあい見舞金と冬期特別生活支援金について

最後に、ふれあい見舞金について質問いたします。

提出していただいた資料を見てもわかるとおり、ふれあい見舞金は平成 19 年度まで社会福祉協議会との共同事業で取り組んできました。19 年度にこの制度を見直して、20 年度からはふれあい見舞金を社協の単独事業とし、小樽市は、冬期特別生活支援事業、福祉灯油について担当するというふうに分けました。その結果、20 年度はこのよう形で実施され、21 年度と 22 年度についてもこのような結果になっていますが、冬期特別生活支援事業として小樽市が 400 円を出したことになるのか、2,000 円を出す中身の小樽市と社協の負担割合についてどういう経過があったのか、まず説明してください。

○（福祉）地域福祉課長

平成 20 年度までの整理については、委員のおっしゃるとおりでございます。21 年度、22 年度もそうなのですが、経過としては、20 年度の整理として、小樽市が福祉灯油を実施する時期は、冬期の需要期に入る前になりますので、第 4 回定例会の補正予算の中で、そのときの灯油価格の情勢と財政状況、国、道の財政支援も含めた状況の中で判断しようということで整理をさせていただいております。

それで、21 年度になりまして、当時の灯油価格は 60 円台だったと思いますけれども、福祉灯油については実施する状況にはないということで、福祉灯油については一定程度、そういう整理をさせていただきました。そういった状況がある一方で、社会福祉協議会の共同募金会でやっているふれあい見舞金の原資である共同募金の集まりぐあいが毎年減少傾向にありまして、特に 21 年度は、共同募金会で若干不祥事もあり、募金の状況がかなり厳しいだろうという背景がございましたので、募金を集めている時期ではあったのですが、とても 2,000 円を配分できる状況にないということから、市に 400 円の負担を求められ、我々も補正予算ということで議会での議論をいただいてやったところでございます。

22 年度についても、昨年の第 4 回定例会に向けての補正予算案を検討する中で、79 円の灯油単価でございまして、21 年度同様、福祉灯油として支給する状況にないということで整理をさせていただきましたが、募金の状況も、21 年度同様によろしくないという背景もあり、21 年度同様にふれあい見舞金として補てんして支給しようということになり、補正予算を計上したところでございます。

○中島委員

これは理解がなかなか難しいところですが、大体、平成 20 年度から社協が単独でふれあい見舞金を出すとなったときに、2,000 円だということを決めていたのでしょうか。それをまず聞きたいのです。

○（福祉）地域福祉課長

平成 20 年度の段階で、年末の共同募金の配分は、多くのお金を費やしていることは間違いないのですが、

100パーセントがふれあい見舞金になるわけではございません。配分の仕方は配分委員会で決定するわけですし、市と社協だけで2,000円にしましょうということでもないですし、20年度に2,000円の確約があって決めたということではございません。最低価格をこうしようという確認でもないのですけれども、ふれあい見舞金の支給は、封筒にお金を入れて民生委員を通じて各家を回って配っていただいております。集まったお金を純粋に分けて支給するとすれば、千何百円という端数が出る状況もございまして、それぞれ配ることを考えたときには、やはりお礼で配りたいということもあって、21年度の支給のときには、何とか2,000円を確保しようといった中で、小樽市として端数の部分を補てんしようということになった次第です。

○中島委員

それでは、平成21年度、22年度のお金の内訳は、ふれあい見舞金が1,600円で、冬期特別生活支援事業が400円だったということですね。

○（福祉）地域福祉課長

そのとおりです。

○中島委員

そうしますと、補てんというふうに括弧では書いてありますけれども、平成20年度に約束したときには、冬期特別生活支援事業を福祉灯油の制度として設定しているのです。ですから、これが悪いとは言いませんけれども、制度としての流動的な対応は、私は、悪いとは思わないけれども、やはりちょっと矛盾があるという気がするのです。大体、この2,000円という額に対する評価はどうなのでしょう。

○（福祉）地域福祉課長

評価と言われましても、平成21年度のときもそうだったのですけれども、原課としては、せめて3,000円ぐらいでも配付したいという本音の部分はございましたけれども、財政状況もございまして、20年度の整理という部分もありまして、ぎりぎりの判断で400円に至ったところであります。

○中島委員

第4回定例会で福祉灯油を発動するかどうかは判断すると。だから、このお金は年度当初の予算には組まれていないのです。そのときの状況で判断するということでの出発したのですが、そういうふうになると、どの時点で福祉灯油をやるのだと。12月時点で灯油代が高くなっていなければ決めないのか。それから、今年も途中でだんだん値上がりしてきて、今は88円とかと言われてはいますが、そういうふうになったときには、いつ、どこで、だれが判断するのか。判断する基準があるのか、そして、実は、ふれあい見舞金が足りないからちょっと補てんすると言ってこの事業費に充てるとか、そういう意味では、制度のあり方として検討を要するのではないかと思うのです。もう少し、本来の趣旨である冬期の特別支援として、ベースとして幾ら出すとか、幾らぐらい高くなったときにはこのぐらいにするとか、そういう基準みたいなものが必要ではないかと思うのです。

ですから、課長がおっしゃったように、世間並みのつき合いをするという額からいけば、3,000円をベースにして、少なくとも、ふれあい見舞金と合わせて3,000円の支給を下らないような設定を検討できないのかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○福祉部長

今の福祉灯油、いわゆる冬期特別生活支援事業とふれあい見舞金の関係なのですけれども、財源のところ、表にもありますとおり、道補助金あるいは交付税が入っています。この時期というのは、いわゆる原油の高騰によって灯油の値段が非常に上がっていった時期で、財源はそれなりに交付税なり補助金で担保されていたのですが、そのときの予算要求も、当然、単独費でやる場合とか、もちろん平成21年度、22年度も道補助が入っていますけれども、交付税は入っていませんので、その辺のことも少し財政的な議論としてあったわけです。

あとは、お話として、共同募金会がチョンボをして集まらなくなったから補てんをするのかという議論ももちろ

んあって、さらに言えば、社協の今の体制はどうかという議論もあります。そのあたりのことは、総合的に検討して、それから、実際に2,000円をもらっても喜ばない方もいらっしゃるように聞いておりますので、実際に喜ばれないお金ならやめてしまったほうがいいかもしれませんし、トータルの議論を、本当は、21年度のところで一度仕切りがついているはずなのですけれども、その辺の状況がまた少し変わってきています。さらに、今、原油の高騰というか、原油だけではなくて、そのほかの生活必需品についても高騰の状況がちょっと見えていますので、そのあたりは改めて検討してまいりたいと考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○濱本委員

◎地域子育て支援センターについて

それでは、初めに、地域子育て支援センターについてお伺いをしたいと思います。

現在の子育て支援センターの開設の状況、それから、それぞれで行われている事業の内容、できれば今年度の利用状況について、概要で結構ですから教えていただけますか。

○（福祉）子育て支援課長

小樽市の地域子育て支援センターの状況でございますけれども、現在、小樽市内に2か所ございます。奥沢保育所に併設されているげんき、それから、赤岩保育所内にもございます風の子の2か所でございます。げんきは平成13年度に開設、風の子は14年度からとなっております。

げんきは、保育所に併設されているスタイルをとっておりまして、約34坪ほどの床面積がございますが、赤岩保育所内にあります風の子については、その中の1部屋でして、13畳ほどの面積だということをごまづ御理解いただきたいと思っております。

主な活動ですけれども、多種多様ある中で、主に子育て支援センターを会場に行っているものとしては、センター自体に親子で来ていただく開放事業がございます。それから、就学前までの子供と保護者を対象に、2か月程度のコースを区切って遊びを楽しむような事業、「親子で遊ぼう」と言っておりますけれども、そういった事業等々がございます。

それから、主に子育て支援センターの外に出向いて行う事業もございます。例えば、市内の町内会館を借りて、そこに職員が出向いて、あそびの広場と言う親子の交流の場といったものを開く「げんきがまちにやってくる」という事業がございますし、同様に、児童館に出向いて行っている事業もございます。このほか、市内の育児サークルを支援するような事業もございます。

利用状況等でございますが、今年度はまだ途中ですけれども、げんきと風の子を合わせた事業全体で、利用されている方の数が延べ9,648人となっております。その中で、特に町内会館を利用して行っている事業などについては、イメージとしては、1回当たり13組程度の親子が参加されるという状況でございます。

○濱本委員

確認ですが、9,648人というのは、親子の総数ですか。親の数、子供の数ですか。

○（福祉）子育て支援課長

親と子の総数でございます。

○濱本委員

両親で来るのは、たぶん、あまりないのでしょうかけれども、年間で4,800組ぐらいが利用されていると。5日間の稼働でいっても、50週で計算すると1日90組ぐらいになるのですけれども、計算は間違っていますか。

○（福祉）子育て支援課長

まず、9,648人の年間の利用者ですが、1人の保護者が子供を複数抱えている方もいらっしゃいますので、親子の組数にしますと4,573組になります。

あとは、委員のおっしゃった利用の数ですけれども、いろいろな事業をやっていて、定員が決まっていない自由参加のものも多数ありますので、一概には申し上げられないのですが、年間の利用児童数を回数で割ってしまえば、そういう人数が参加されていることになろうかと思います。

○濱本委員

今、聞くと、出前の部分も確かにあると。それから、常設の部分でいくと、奥沢保育所と赤岩保育所、それから、これから銭函保育所というお話もございますけれども、少なくともこの三つの保育所プラス出前で今後とも間に合うのか。本当に丁寧な子育て支援になるのか、もっと数を増やさなければならないのか、そこら辺の認識についてはいかがですか。

○（福祉）子育て支援課長

地域子育て支援センターは、現在、小樽市内に施設としては2か所ございまして、今後、銭函保育所の改築も予定しておりますけれども、その際には、銭函保育所に併設した形で地域子育て支援センターの設置も予定しております。そうなりますと、奥沢保育所は比較的市内の中心部、赤岩保育所は北西部、あとは銭函地区に1か所ということで、市内3か所の施設を拠点にして、そこでも事業を行いますし、それぞれから地域に出向いて事業を行うといったことも含めて対応したいと思います。

また、そのほか、各保育所においても、保育所ごとで保育所を開放してその地域の就学前の子供、親子に利用していただくような仕組みも持っておりますので、そういう意味では、総合的な形で進めていけるのではないかと思います。

なお、メニューとしては、最近ですと、児童虐待も非常に心配されておりますので、そういった場面に来ない方への対応も考えていかなければならないかと思えます。

○濱本委員

今、児童虐待の話も出ましたけれども、例えば、子供が産まれた瞬間から児童虐待をする母親というのは、たぶん、いないだろうと思うのです、父親はどうかわかりませんが。ゼロ歳児から1歳児、2歳児までの子育てが結構大変で、そこでくじけてとか、ちょっとうつになってとか何とかということで虐待が始まるというパターンは決してないわけではないと思うのです。それを考えたときに、常設の場所が赤岩保育所と奥沢保育所と銭函保育所だけで本当に足りるのか。ゼロ歳の子供を抱えてバスに乗ってそんなに遠くへ行けるだろうか考えると、常設している場所をもう少し増やしたほうがいいのではないのかと。それから、当然、これから小学校の適正配置も始まりますから、校舎の跡利用も踏まえて、そういう一つの選択肢もあるのかというふうに思いますけれども、その点についてはいかがですか。

○（福祉）子育て支援課長

確かに、市内のいろいろなところにそうした施設があるのは大変望ましいと思いますけれども、やはり財源との兼ね合いになってしまいますが、我々としては、今は2か所しかないものですから、3か所に増やしてそこでの活動と、繰り返しになりますけれども、地域の町内会館に出向いて行って活動することで、まずは取組を進めていきたいというふうに考えております。

○濱本委員

市内の出生数がずっと減ってきて、たぶん、このままいくと800人を割り込んで700人とか、もっとだんだん少なくなるのかもしれない。しかしながら、保護者はその数だけ間違いなくいるわけで、その人たちのことを考えると、やはり、市の子育て支援をするのであれば、当然、たくさんのメニューがあって、出前をしてくれるのもいい

ですけれども、近くにそういう場所があって、そこへ行けば何かやっている、何かのプログラムがあるという安心感も必要なのだと思うのです。確かに、財政的なことは十二分にわかりますけれども、やはり、子供の命を大事にしないまち、人をはぐくむことを大事にしないまちに未来はないので、財政的な制限はあるのかもしれませんが、小樽の出生率がゼロになることはあり得ないですから、ぜひとも積極的に取り組んでいただきたいと思っています。

○（福祉）子育て支援課長

確かに、将来の方向性は委員のおっしゃるとおりであると、私も同じように考えております。

○濱本委員

それでは、質問を変えます。

◎廃プラスチックの処理について

前定例会の折に、容器包装リサイクル法に関連してということで、廃プラ関係のことを若干質問させていただきました。そのことについてもう少し質問をさせていただきたいと思います。

平成 7 年に容器包装リサイクル法が公布になり、平成 18 年でしたでしょうか、改正になりました。公益財団法人日本容器包装リサイクル協会のホームページでは、全国の最終処分場の残余年数が公布された時点では残り 8.5 年と言われていましたが、容器包装リサイクル法が公布になったおかげで、平成 18 年には 15.8 年になったというふうに記載されてはいたしましたが、小樽市でもこの容器包装リサイクル法が最終処分場の延命に役立ったという実感がありますでしょうか。

○（生活環境）管理課長

廃プラの容器包装リサイクル法の施行によって延命になったかということですが、処分場で埋められている正確な廃プラの量というのはつかめないものですから、それによって延命になったとか、ならないという判断はちょっといたしかねるところです。

○濱本委員

ということは、実感がないということですね。

○（生活環境）管理課長

言い方を変えると、そういうことになります。

○濱本委員

そうすると、今の処分場で家庭系の廃プラはそのまま粉碎をかけて埋設していると思うのですが、データがあるときで結構ですので、どの程度の量が埋め立てられているのか。もう一つは、その処分場の中で埋め立てられている廃プラは家庭系の中でどの程度の構成比を占めているのか、その点についてはわかりますか。

○（生活環境）管理課長

先ほど答弁しましたとおり、一般廃棄物の最終処分場については、廃プラだけの量というのとはつかんでおりません。ただ、建設廃材の廃プラは寅吉沢で埋立てしており、事業系の産業廃棄物の量はつかんでおりまして、平成 21 年度の実績で 878 トンとなっております。

○濱本委員

東京 23 区内は、最終処分量の削減のための手法として、最終的に再資源化もできない、どうしようもない廃プラを燃やしてエネルギー回収をし、残った灰を最終処分場に埋めましょう、それで減量化を図りましょうということで、現実に実施されているわけです。この点については御承知でしょうか。

○（生活環境）管理課長

東京都で廃プラを焼却しているということについては承知しております。

○濱本委員

現実問題、小樽では、廃プラに関して言えば、いわゆる事業系、産廃系も家庭ごみの廃プラも埋設することで何も処分というか、手だてをしていないのが現実です。では、それが全国的なものかということ、実は人口の一番密集している東京都ではサーマルリサイクルを実施しているということです。

そこで、確認なのですが、廃プラの発熱量は湿った状態でも灯油に匹敵するというふうに言われていますが、その点についての御認識はありますか。

○生活環境部長

廃プラに関しては、その発熱量は1万を超えるというふう聞いておりますので、灯油にほぼ匹敵するということは承知しております。

○濱本委員

ということは、少なくとも、先ほど産廃系で878トンの廃プラが出たと。それで、灯油と同じだということになると、878トン分の灯油が土の中に埋まっているということです。見方を変えたら、そういうことになりませんか。いかがですか。

○（生活環境）管理課長

廃プラ量として、今の熱量に換算するとそういうことになると思います。

○濱本委員

先ほど北しりべし廃棄物処理広域連合の報告もありましたけれども、よく言われているのが、焼却場で夏場は特に生ごみが出てカロリーが足りないということで助燃剤を使うという話があります。直近1年間でいいのですけれども、助燃剤の使用量がわかれば教えていただきたいと思うのですが、わかりますか。

○（生活環境）管理課長

申しわけございませんが、北しりべし廃棄物処理広域連合の焼却施設でございますので、今は手元に助燃剤の量の資料を持ち合わせておりません。

○濱本委員

では、量はともかくとして、助燃剤として具体的に何を使っているかは御存じですか。

○生活環境部長

広域連合の焼却施設は、助燃剤として灯油を使っております。ただ、言わせてもらえば、助燃剤として使っている灯油はごく一部です。広域連合の焼却場で使用している灯油は、主に灰溶融炉に用いる場合と、立ち上げ、立ち下げに用いる場合でございます。

○濱本委員

どの程度の構成比かわかりませんが、助燃剤として灯油を使用していると。片や、処分場の中には灯油に匹敵するカロリーを持った資源が埋設という形で残っていると。いろいろ問題はあるのでしょうかけれども、やはり、資源を有効に使うという部分では、その活用を検討すべき時期に来ているのではないかというふうに思います。

その中で、北しりべしの焼却施設では、ごみを燃やしながら、熱からエネルギーをとって売電しているのですが、稼働率というか、効率はどうの程度なのでしょう。

○（生活環境）廃棄物対策課長

広域クリーンセンターには焼却炉が1炉、2炉と二つあり、ごみの量に応じて運転してございます。蒸気発生量から見ますと、ボイラーにつきましては、処理能力の上限で運転しております。それから、発生した蒸気について発電機で電力に変換して、残った蒸気もクリーンセンターの各所で使用しているということで、熱だけのロスというのは大きいのですが、可能な限り回収しているということで、ほぼ100パーセントに近い稼働率ではないかと聞いております。

○濱本委員

確かに、今発生している熱量からいけば100パーセントだというふうに私は理解するのですが、焼却炉の処理能力から言って、今の焼却実績、量でいくと、実際の処理数は100パーセントではないですね。その点はいかがですか。

○生活環境部長

専門的な話になると説明も難しくなるのですが、処理可能領域というものがあります。その領域の中で順調に運転していれば、それは効率的には100パーセントだという解釈かと思います。ただ、発熱量が低くても、うまく炉の運転をして、それで得られた蒸気をフルに活用するのであれば100パーセントになります。例えば、プラスチックなどが入って発熱量が高くなると、逆に使用する水道量も多くかかりますし、逆に、高い発熱量によって焼却炉の中の耐火レンガが痛まないかという別の意味もありますが、それでも順調に処理をこなせるのであれば、それは、ごみ処理量だけではなくて、それも効率的な処理、100パーセントの処理ということになるかと思います。

○濱本委員

やはり、先ほども申しましたが、廃プラの問題というのは、品物的に言っても、リサイクルでは決して小さくない要素だと思うのです。基本的に全部石油でできているもので、石油はやはり燃えるものです。液体から固体に変わっても燃えるものであることは間違いのないわけです。それがいろいろな事情で地中に埋設されるというのは、私としてはどうもエネルギーを単なる地下に戻すことにはならないと思うのです。地下に戻したからプラスチックがもう一回石油に戻るわけではないわけです。残ったままになると、プラスチックの命を全うさせてあげるとい意味合いからも、最後は熱で回収するのが一番いいのではないのかと思います。

確かに、今、小樽の中で廃プラを燃やすのはなかなか難しい問題なのかもしれませんが、将来的には間違いなく燃やしていかなければならない廃プラだろうと思います。本当に再資源化できないものに関して言えば、最終的には燃やしていかなければならない存在だろうと思いますので、時間はかかるかと思いますが、燃やす方向でぜひ検討いただきたいと思いますが、いかがですか。

○生活環境部副参事

その前に、先ほど来の御質問でありました家庭系の廃プラの埋立てですけれども、家庭系の廃プラにつきましては、平成17年から全市一斉に資源物として1,807トンが回収されております。そして、廃プラを埋め立てているというのは、その中のリサイクルのできない残渣について、不燃物としての扱いで処理してございますので、家庭系の廃プラすべてを埋め立てているわけではないのです。その辺の御理解の確認を最初にさせていただきたいのが一つです。

それから、不燃物が現在どれだけあるのかといいますと、21年度で2,962トンありますので、そのうちの何パーセントかが現実にリサイクルできない形で不燃物として収集になってございます。

もう一つ、先ほど、産業廃棄物処分場で878トンを受け入れているということがありましたが、事業系の廃プラ類についても常に寅吉沢の産廃処分場ではリサイクルとして厳しく規制してございますので、リサイクルできないものについての搬入量が878トンになってございます。それから、この焼却につきましては、私どもの広域の焼却場は一般廃棄物の焼却場でございますので、産廃場の廃プラを受け入れる施設ではありません。まず、その辺を確認させていただきたいと思います。

○生活環境部長

まず、プラスチックの焼却ですが、私の立場から、焼却は悪だとか、将来は焼却したいとか、そこら辺はまことに言いづらいお話ですし、これは地元との合意とか小樽市民への周知などもありますので、今すぐということにはなりません。

ただ、焼却や埋立ては最終処分です。その前に、発生抑制、リサイクルという部分があるのですが、前回の厚生

常任委員会でも答弁しておりますけれども、法の整備がまことに不備だということです。廃棄物処理法というのは、大まかなものを決めて各自治体の裁量に任せるという法律です。それは、立派な焼却場を持っている、長期に使える埋立地があるというような状況によって違うわけですから、それはそうだと思いますが、容器包装リサイクル法も、やる、やらないは自治体に任せると言いながら、容器包装リサイクル協会をつくって、そこに登録しなければ受け付けない、また、海外でリサイクルできるのに、海外に売ってはまかりならぬというような変な規制があります。私は嫌々リサイクルと言っているのですけれども、そういうような規制をかけているのです。

それから、事業者にとっても、何か免罪符のような形でリサイクルと言って、それが製品の抑制につながっていない。プラスチックよりは紙だとか、瓶だとかというようなリサイクルしやすい製品に変わっていく状況ではなくて、ただ素材の使いやすさを求めている、そういう不備な点があります。そういうことから、まず、法律の整備が必要だろうと思います。

それから、やはり日本国民と言ったら変ですけれども、みんなが分かち合う法律なのです。事業者が収集・運搬料金、製品リサイクル料金を全部負担すると。自治体は、今ある収集体制の中で事業者に受渡し、リサイクルされた製品にお金を転嫁して、それでも市民は買うという三者三様の責任があるのですけれども、そういったことが日本の風土に合わないのかと。昔で言う水俣病のように、汚染者、今回で言うと製品を製造している事業者ですね。それが全部負担せよというような風土ですから、そこら辺もなじむような法体制にしていかなければならないと思います。

ただ、プラスチックに関しては、埋め立てると百害あって一利なしです。100年、200年という長いスパンで分解もされないで、メタンのような不活性ガスも出る。また、埋立地にとっても、でこぼこがいつまでたっても直らなくて、形成上も非常に難しい部分もありますし、ごみの中からプラスチックの分別によってカロリーが少なくなつて、助燃剤を使って焼却炉を運営しているところもあると聞いております。ただ、これは、あくまで各自治体の状況に合わせるべき問題であつて、将来の小樽といいますか、将来の施設を埋立地も含めてどういう形に持っていくかという中で検討させていただきたいと思っております。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○千葉委員

◎高齢者の見守りについて

私からは、高齢者の見守りについてお伺いしたいと思います。

平成21年4月に、高齢者の見守りネットワークということで市長からの発表がありまして、町会又は関係団体に周知をされているというふうに認識をしております。市民に対しても、見守りの意識を何とか高めていただきたいということでルールづくりを明確にしたわけですが、2年ほどたちましたので、現在の活動について若干伺いたいと思っております。

市では、見守りの活動を大きく三つに分けておられるのですけれども、まず、地域による見守りについて、当初、このネットワークが始まったときは、蘭島地区小地域ネットワークということで、本当に先進的な活動がさまざまな形で紹介されておりました。この地域以外でそういう活動が行われたとか、新しい動きがあったのかということについてはいかがでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

地域の町会、近所の民生委員などで見守りを広げようということでの取組であります。

委員がお話しされている小地域ネットワークとしての活動を蘭島地区でやっておりますけれども、現在、この活動が蘭島以外で伸びたということはありません。あとは、町会なり民生委員、近所も含めて、我々の周知の中で

徐々に浸透してきているのではないかというふうに考えております。

○千葉委員

今、周知は進んでいるのではないかというお話だったのですけれども、具体的にどういうところでそのように感じられるのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

平成21年4月の市長記者会見のときには話しておりませんが、7月に立ち上げた見守りネットワークの第1回目の会議には、市の事業としてもう一つ、宅配の給食サービスを広げようということによっております。当時、たぶん、200人ぐらいの対象者だった部分が700人ぐらいに伸びているわけですけれども、伸ばす手だての一つとして、21年度、22年度ともに地域福祉課と介護保険課ともに各町会や老人クラブに入って、ただ単に給食の話をするだけでなく、高齢者見守りネットワークの話もさせていただいております。21年度は、31回、1,130人の方々に話をさせていただいておりますし、22年度は12回、約417人と集計しております。そういった方々に、地域に入って具体的に話しをさせていただいておりますので、自己満足の部分もあるのかもしれませんが、そういった中で徐々に浸透してきているのではないかというふうに考えております。

○千葉委員

次に、既存の事業者、団体による見守りという点についてはいかがでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

事業者、団体関係への広がりでございますけれども、平成22年度に我々が頑張ろうと思っていたことが、宅配している商店なりスーパーがあると感じておりましたので、まずもって、どういうところがやっているのかということで商店街やスーパーにアンケートをしました。そういった中で、まず一つ、具体的にかちっと固めようと思ったのがスーパーマーケットで、市内には16店舗あったかと思えます。皆さん、宅配をやられているということで、具体的に各店舗を回って店長なりに見守りネットワークの事業の内容を説明し、賛同をいただいて、参加団体ということで新たに加盟していただいたところでございます。

○千葉委員

このネットワークについては、北電や北ガス、老人クラブ、郵便局等々が書いてあるので、その業者の代表の方と話し合いが行われたと思っているのですが、例えば、その業者からその職員にどのような周知がされたかということについてはいかがでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

高齢者の見守りネットワークを始める段階で7月に会議をやったのですが、会議には店長や社長など代表の方に来ていただいたわけですが、この会議をやる前に、我々も各新聞社なりいろいろなところを回って話をさせていただいております。会議以降もそうなのですが、例えば新聞配達所であれば、朝のミーティングでお話をさせていただいて、たぶん、各店舗にネットワークの要約版を張っていると思えますし、郵便局の集配などにおいても同様の形でやられていると思っております。それぞれの事業者によって若干違うでしょうけれども、スーパーなども控室に張っておりますというような声も多かったのです、そのような形でミーティングなり、まとめたチラシを張っていると考えております。

○千葉委員

そういう周知がきちんと継続的に行われれば、見守りネットワークもどんどん広がっていくというふうには感じているのですが、たまたまここに出ている業者に勤めている方から、小樽市はそういうことを行っていないのかという質問がありましたので、逆に私から、業者のトップの方から高齢者の見守りネットワークをやっているというお話がありませんでしたかと聞いたのですが、聞いたことがないと言われたこともあります。やはり、転勤等々もあるでしょうし、年数がたてばたつほどだんだん意識が薄れていってしまうということをしごく危惧してお

ります。いろいろな話を聞くと、例えば、外で工事をしている方もそういう部分にかかわりたいというお話も、二、三、聞こえてくるのです。でも、小樽市が見守りネットワークづくりをしていることを知っているかという問いかけに関しては、知らないという答えも同様に返ってくる場合がありますので、既存の事業者、団体の見守りについては、例えば、こういう先進的な事例がありますとか、こういう地域ではこういうことをやっていますという紹介などもできるようになればいいと感じておりますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

各スタッフへの浸透がいまいちではないかということですが、見守りネットワークをやってから、実際に孤立死がゼロになったわけでもございませんし、若干日数がたって発見したということも承知しております。現に、構成団体であるところ絡みのところでも若干日数がたっている部分もあって、その都度、そういう部分で我々の耳に入れば、改めて店長なり社長なりに話をさせていただいているところではあります。

また、見守りネットワークを立ち上げたときに、意識が形骸化してはいけないということで、冬に多いものから、毎年、秋に必ず最低 1 回は集まってきちんと確認し合うことにさせていただいたところでありまして、平成 21 年 7 月に立ち上げて、22 年 11 月が第 2 回目の集まりをしたところでございます。そのときは、先進事例の話はできなかつたのですが、22 年の事例で言えば、認知症の高齢者はどんな症状を現すかというようなことをドクターからお話をいただいて、あとは意見交換という形でさせていただいたのですけれども、私たちの認識している事例もありますし、委員がおっしゃる部分もありますので、そういった範囲の中で、改めて、従業員、スタッフへの周知をさせていただきたいというふうに考えております。

○千葉委員

三つ目にある市の事業による見守りネットワークということで、先ほど、高齢者等への給食サービスは増えているというお話がありましたのでよかったと思うのです。緊急通報システム導入経費の助成については、以前は、無料だということもあって、かなり宣伝といいますか、市民に周知されていた部分があったと思うのですけれども、最近は緊急通報システムについては表立って出ていないので、こういう制度があること自体を知らない方が若干多くなってきていると思うのです。利用者数について聞いたところ、かなり減ったという状況もあるのですが、現在も変わりはないでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

緊急通報システムの利用者の関係でございますが、緊急通報システムにつきましては、平成 18 年度に国の補助事業から市の単独事業に移行になった関係があります。今の補助額は設置費上限 1 万円という補助額でございますので、当時に比べまして利用者は減っている状況がありますが、利用者の詳細につきましては後で報告させていただきます。

○（福祉）地域福祉課長

見守りネットワーク会議のときに、若干、件数を報告させていただいておりますが、その件数で言えば、平成 20 年度の助成件数が 24 件、21 年度は 21 件という数字で会議のときに話をさせていただいております。

○千葉委員

助け合い活動の中で、何か異変に気づいたときには地域包括支援センターに連絡をするというふうになっているのですが、以前にも質問が出たかと思うのですけれども、地域包括支援センター自体が何をやっているのかわからないということがあって、電話番号もわからないということで、何か気づいたとしても、地域包括支援センターの連絡先はどこなのかという問い合わせもありました。この辺については、例えば、小学校の SOS のステッカーが目につくので、高齢者の見守りネットワーク連絡先というステッカー事業などがあると、それを見ただけで、小樽市でもこういうものを行っているのだという周知にもなりますし、そこに連絡先が書いてあると、何か気づいたときにはここに連絡をすればいいのだということで市民の意識も高まるのではないかと感じております。ほかの自治

体でもやっているところがあるように思うのですが、この先、周知として何かお考えがあるのか、お聞かせ願いますでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

地域包括支援センターの周知でございますが、確かに、包括支援センターは何をやっているかというのがわからないということは、以前にも議会等でも質問されまして、周知に努めますということで答弁させていただいた経過があります。昨年11月の広報にも成年後見センターと地域包括支援センターの特集を組んで市民周知をしたという経過もありますし、実は、今月中旬には高齢者ガイドブックを7年ぶりに作成しまして、高齢者世帯を対象に高齢者のガイドブックを配る中にも、紙面を割いて包括支援センターについて説明している部分もあります。また、今回やる基本チェックリストの中で、返事をする際に、パンフレットに包括の宣伝をして周知を図ることもしており、徐々にではありますが、周知しているところであります。

手前みそであるかもしれませんが、平成19年1月の包括支援センターができた当時に比べますと結構周知されている部分はあるのではないかと考えていますし、今後もより一層周知をしていかなければならないというのは委員の認識と一緒だということふうに考えております。

○千葉委員

今、地域包括支援センターの周知についてる伺ったのですが、高齢者が見るものについてはそうだと思うのですが、少し若い年代の子育て中の方は、実際には新聞も広報も見ないことが多いと聞きます。そういう年代の方こそ、近所の高齢者の方々を見守る役割を持つことが重要になってくるのではないかと考えておりますので、そういう部分でも、何かしらの対策をお考え願いたいというふうにご実感しております。

次に、地域支え合い体制づくり事業について若干お伺いしたいと思っておりますが、これは政府の新しい積み増しの事業で出ていたと思えますけれども、この事業の内容について教えていただけますでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

地域支え合い体制づくり事業につきましては、平成22年度補正予算において創設された事業でありまして、介護基盤緊急整備等臨時特例基金という財源から出ておりますので、介護保険課から説明させていただきます。

事業の目的につきましては、地域社会等との交流が希薄となるいわゆる無縁社会が広がりつつあり、社会的弱者が地域で生活し続けられない状況が身近に増えている。本事業は、自治体、住民組織、NPO、社会福祉法人等が協働により、見守り活動チーム等の人材育成、地域資源を活用したネットワークの整備、先進的・パイロット的の事業の立ち上げなどを支援することにより、日常的な支え合い活動の体制づくりの推進を図ることを目的としているものです。

事業の内容につきましては、大きく三つに分かれまして、まず、地域の支え合い活動の立ち上げ支援事業です。これは、介護支援ボランティア等の新たな仕組みの導入支援、徘徊・見守りSOSネットワークの構築などがこの事業の例として掲げられております。また、二つ目としまして、地域活動の拠点整備です。これは、家族介護者の協議会設置等、支援の拠点の整備が例として示されております。また、3番としまして、人材育成、見守り活動チーム等の育成を例として掲げております。

これらの内容の財源につきましては、立ち上げ時に必要となる初年度経費について助成するというところで、国の22年度の補正予算によりまして、介護基盤緊急整備基金に200億円の積み増しを行ったところでございます。

○千葉委員

これまで細かいところまで出ていないということもわかったのですが、先ほど来、高齢者に対するの質問をしても、やはり、地域福祉課であったり、介護保険課であったり、質問によっては高齢者でも障害の関係であったりということ、高齢者の施策について話したときに、いろいろな部署に分かれている、また似たような事業なのにあちこちに分かれているということ、私自身もいろいろな話を言いながら、聞きながら、何でこうなのだろう

うという疑問があるというのが率直な意見です。

政府の方針を見ましても、今言ったような地域での支え合い、高齢者だけではなく、身体に障害のある方も地域で住めるような体制づくりとか、精神に障害のある方も退院をしてからフォローしていこう、また、病院に行けなくなった人、又は行けない人をフォローする体制という形でいろいろな支援策が出ていると思っています。そうしたときに、これはどこ、これはここというように担当課が分かれていたり、行政としての横のつながりがないと、今回の体制づくりの事業も募集の期間がすごく短くて、何かそういう事業がないと手を挙げられないという問題点もあると思うのですが、今後、ますます小樽市で高齢化が進んでいく中で、小樽市として高齢者の見守りをどのようにやっていくのかという大きな柱を立てて、事業の方針が出たときに、すぐさま、小樽市ではこういう団体がこういうことをやっているから手を挙げたいというような体制づくりをしていく時期なのかと、もうされているのかもしれないのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○福祉部長

千葉委員がおっしゃるとおりで、かつては介護保険課が福祉部の傘下にありまして、その当時、私は介護保険課長をやっておりました。そのときに地域包括支援センターができて、元気な高齢者も要介護の高齢者もそこにつながる部分、それから、障害者の支援についてとか、もともと地域包括支援センターは、当時の厚生労働省が障害者のケアマネジメントも含めてやろうとして失敗した事業なのですけれども、そのために名前が地域包括支援センターと言ってわかりにくいのです。高齢者センターとか介護センターと言えばもっとわかりやすいと思うのですが、法律用語として地域包括支援センターとして過去の遺物みたく残ってしまっているのです。

もう一つは、小樽市で平成20年度の機構改革のときに介護と福祉を分けてしまったのです。介護保険というのは老人福祉法に位置づけられている保険ですから、別の部署でやること自体がおかしなことです。医療保険部長で戻ってきたときにそのことを調べましたけれども、こんなことをしているまちはほとんどありません。福祉の中の介護でなければいけないですし、今おっしゃったように、そのことが障害と介護、あるいは元気な高齢者と要介護の高齢者の施策がうまくつながらないところできたのも事実でございます。

私は、たまたま昨年、福祉部長に移りましたので、介護保険課長あるいは地域福祉課長で連携をとってやっていただいている事業がたくさんあるのですけれども、そのところを一括して、包括化しなければうまくいかないということで、組織改革といいますか、人事ヒアリングのことも含めて話をしてありますし、市長がかわれば真っ先にそのことを申し上げたいと思っておりますので、地域包括ケアシステムを国でどういう形で進めるかは別にして、このことは一元化して進めてまいりたいと考えております。

○千葉委員

私も、ぜひそのように進めることが市民にとって本当にいいことだと思うのです。何軒か訪問させていただいて数年前と状況が違い、高齢者のひとり世帯で女性の方が非常に増えているというふうに実感しています。そういった中で、何を求めているのかと感じたときに、単純に話し相手ですとか、そういうことを望んでいる方が非常に多いこともありまして、だれかが自分を見守ってくれる、何かあればだれかが来てくれるという体制づくりとか、今、部長がおっしゃったように、介護だとか福祉だとかが本当に一体となって、高齢者の方々の見守りについても、ぜひ次期市長に強く提言をしていただきたいというふうに要望しまして、私の質問は終わりたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時14分

再開 午後 3 時33分

○副委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

○斎藤（博）委員

4 点にわたって質問したいと思います。

◎福寿荘の跡地利用について

最初に、福寿荘の跡地利用についてでありますけれども、平成19年の第4回定例会で新規募集停止の話が出され、私は二つお願いした記憶があります。一つは、こういう計画を立てたからといって、入居者の皆さんにプレッシャーをかけないでほしい。できるだけ自然にというのも不可能なのでしょうけれども、せかすようなことはしないでやってほしいということ。それから、地域的な問題としては、福寿荘がなくなることによって、地域的には、多大と言うほどではないのですけれども、空白といったところが生ずることについて、地域的な心配があるという話をさせていただきました。

本日も、前段の質問で、軽費老人ホーム福寿荘からの移転先が一覧になった資料が示されました。本当はこれも聞こうと思ったのですが、この資料を踏まえて1点だけお聞きしたいと思います。転居先の人数で言いますと、36人の入居者のうち、おおむね半分の17人が育成院に引っ越したということですが、軽費老人ホームは一定程度、自立可能の方々がという理解をしていたわけなのですが、実際の転居先としては半分近くを育成院が占めていることについて、どういうふうに押さえていらっしゃるか、お聞かせいただきたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

平成19年末に決定させていただき、その後、入居者とも話をさせていただいております。20年から私もいろいろな手を尽くしてきたわけなのですが、その当時からプレッシャーをかけないという中で、緩やかにいろいろな話をさせていただきました。入居施設に関することや、いろいろな話をさせていただいた中で、結果としてはこういう数字になったわけなのですが、初めのころは育成院ばかりが多かったわけではなくて、例えば家族と暮らすという話の方もあったわけです。しかし、1年、2年と時間がたっていくうちに、もとの福寿荘仲間で育成院に入られた方々のお話もあったのかとも思いますが、そういう入居者同士のつながりや、自分たちの年齢が徐々に増えてくることに対する肉体的な不安感などもあったかと思えます。あとは、当然、自分の収入に対する経費の問題等々を含めて、それぞれの結果として17の方が育成院を選択されたのだというふうを考えております。

○斎藤（博）委員

次に、今定例会で条例が可決されていくと、いよいよ跡地の問題も起きてくると思います。

質問がふくそうして恐縮なのですが、今回の地域密着型サービス事業の募集をかけたときに、当然、福寿荘の跡地などについても、小樽市としては一定の目的を持っていたと理解していますので、いろいろなやりとりがあったかと思うのですが、今回の地域密着型サービス事業者の中で、福寿荘の跡地について何らかの照会とか、問い合わせとか、そういうものがあったのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

日々の相談記録をとっていないので、きっちりとした数ではないのですが、説明会をする前も後も含めて数件の問い合わせはあったと記憶しております。

○斎藤（博）委員

結果の話は、後ほど地域密着型の議論の中でしますが、結局、福寿荘跡地でやるという話にはならないで、照会だけで終わり、断念されたのかというふうに思います。どこまで踏み込んだ議論をされたかちょっとわからないのですが、福寿荘跡地を照会した方の計画と、福寿荘の敷地の形や大きさとかも含めて、条件のところまで

うしてうまくいかなかったのかというあたりについて、福祉部として何か押さえているものはありますか。

○（福祉）地域福祉課長

地域密着型特養の平成21年度、22年度、23年度の補助の枠とすれば、これまでよりは高い状況がありまして、勝手な言い方をすると、事業者からする投資の条件としてはいい条件だったのではないかというふうに考えているのですけれども、それでもなおかつ、ここを使って事業展開をしなかったと。我々が売りたい時期とそれぞれの事業者が投資する時期がうまくマッチングしなかったのかもしれないのですけれども、聞くところによりますと、地域密着型小規模特養は、単独ではなかなか採算性が難しいという話もお聞きしております。池田製菓の跡地で1か所やっていますけれども、そこもデイサービスを建てた上に小規模特養が乗っかっている形でやられておりますし、サテライト型でやられているという状況も知っております。

そういう意味では、おのずと事業者も絞られてくるのかもしれませんが、そういういい条件にもかかわらず、なかったということです。土地の形としては、決して不整形でもないし、大体いい形だとは思うのですけれども、タイミング的にもうまくマッチングしなかったのかと思っています。

○斎藤（博）委員

3年前からずっと議論させてもらっている中での認識としては、とりあえず、福寿荘の跡地については、これからも福祉施設というのか、介護施設というのか、そういったものに利用していただきたい、そういうスタンスというのは変わらないと理解していいのでしょうか。

○福祉部長

3年前のときと介護保険施設に対する需給状況が変わってしまって、療養病床の削減が何と6年後まで伸びてしまったことによって、平成24年度から始まる介護保険事業計画についてもそこを織り込み済みでやらなければいけません。そうすると、従前の考え方からいけば、サテライト特養といいますか、地域密着の29床以下の部分が無理であっても、グループホームなり小規模多機能とあわせた高齢者専用賃貸住宅という選択肢があったわけですが、今時点では、グループホームはおろか、小規模多機能も認めていない状況にあります。これが第5期介護保険事業計画で地域密着型小規模多機能の部分まで規制するのかどうか、この議論は当然あると思います。そのときに、例えば管理コストからいくと、単純なる高齢者専用賃貸住宅とか寝たきり高齢者専用賃貸住宅というのは銀行もなかなかお金を貸しませんから、小規模多機能あるいはお泊まりデイサービスとあわせていくというような選択肢でないと事業者は触手を伸ばさないと思われます。その部分を今、介護保険の改正がどういうふうになって、保険外ではあるけれども、お泊まりデイサービスの部分がどんな形になるのか、それから、小規模多機能の部分でどれくらいの定員を今の計画に入れることができるか、それによって、いわゆる高齢者のための施設、特別養護老人ホームというのはまず無理だと思いますけれども、それ以外のもの、あの敷地で展開できる今例示したようなものについて、事業者は触手を伸ばしています。ただ、それが今の段階では全く認められないので、要するに、介護給付を受けることができる施設を建てるのが認められていないので、デイサービスについては認められますけれども、そのことがあるので、今、滞っているのです。

具体的に、完全にあの敷地をオープンにして募集をするのか、あるいは、今のように、例えば介護保険の適用ではないけれども、高齢者を中心とした住まいを、住宅型有料老人ホームという聞こえのいい言い方で、高専賃というのが普通の言い方ですけれども、そういうものを含めて募集をすることは可能だと思います。

○斎藤（博）委員

今後の計画次第という部分もあるのですけれども、そういうふうに、一定の間口といいますか、選択肢を広げる部分と一緒に検討いただきたいのが、この土地を売るのか、売るとなると、それこそ先ほど部長が言ったように、あり余る資金があるところならば金を持ってくるのでしょうかけれども、例えば、銀行から金を借りて土地を買って、それに施設を立ち上げていくのは結構厳しいという話も聞きました。

そういった中で、ニーズがあるのであれば、例えば、土地を貸すというか、小樽市がそういう事業所に土地を貸す例がどうなのかわからないのですけれども、一つの議論としては、間口の問題と、土地を一括して買わなければならないという部分では、決断が必要だという話も聞いたものですから、今後の計画で、年度を切って小樽市が事業主に土地を貸していく、そういうことについてはどういうふうにお考えですか。

○（福祉）地域福祉課長

中島委員の質問でも答弁したのですけれども、目標としている一つの計画がだめになったということで、これから福祉部内も含めて庁内でいろいろな議論をしていかなければならないと思っています。そういった中で、高齢者向けなりの居住系の部分がいいのか、いろいろなことの中で、何だかんだ売なのか、賃貸も含めるのかということも議論していかなければならないと思っております。

○齋藤（博）委員

これは要望なのですけれども、条例では 4 月 1 日に福寿荘が廃止になるというか、真っさらになってしまうわけです、地域的に言うと、できるだけ早く見通しが立って、にぎわいを取り戻したいというか、お年寄りはお年寄りなりのにぎやかさで暮らしていたわけですから、そういった要望も強いというふうに私は理解しています。そういったあたりでは、選択肢の間口の議論、それから、土地の使い方の議論については、できるだけ早く方向性を示していただきたいというふうに思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

我々も、あそこの建物が真っ暗な状態になって何年も放置することは好ましいと思っておりませんので、繰り返しになりますけれども、一つの目標ができなくなったということになりましたので、新年度早々、新しい市長にもなりますけれども、福祉部としての課題ということで、新しい市長とも相談して早目に庁内での意思決定も含めて議論していきたいと思っております。

○齋藤（博）委員

よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎地域密着型サービス事業者の選定について

次に、地域密着型サービス事業者の選定結果に関連して、何点かお聞きしたいと思います。

最初に、本日の委員会資料で配付された地域密着型サービス事業者の選定結果の採点結果という表が出されています。この 14 項目の採点項目があり、それぞれの要点が書かれているわけですが、この採点項目は何に基づいてつくられているのかというところからお聞かせください。

○（医療保険）主幹

採点結果の 14 項目が何に基づいてつくられたかということですが、採点項目につきましては、地域密着型サービス運営委員会に諮りまして、どのような項目を採点基準にするか、そのウエートをどのようにするかということで、実は、昨年、内容を見直すために運営委員会に諮って見直した結果を用いてこのように採点しております。

○齋藤（博）委員

今も言われたのですけれども、項目の横に配点が 10 点とか 5 点とか、全部満点なら 100 点というつくりになっているわけですが、この点数の割り振りにについても運営委員会で決められたということによろしいのでしょうか。

○（医療保険）主幹

点数のウエートですが、配点は 10 点のものと 5 点のものがありまして、10 点のものにつきましては、利用者に直接かかわる部分の評価です。5 点のものにつきましては、利用者間接的にかかわってくる部分ということです。

○齋藤（博）委員

例えば、8 番目の項目は、職員の労働条件等処遇改善と資質向上のための取組ということで、賃金とか、福利厚生といったあたりについての評価は 5 点。それから、9 番目の項目にある、職員の意欲を引き出し、定着を図る取組という部分も 5 点になっています。確かに、第一義的には、働いている人のことを言っているわけですから、入居者に直接かかわっていかないというふうにも言えるのですけれども、逆に言うと、この施設で働く人方が結果として利用者と一緒に接触している部分なので、極端に言うと、経営基盤の安定性などとは意味合いが違うのではないかと思います。一般的な話として、例えば、高齢者に対する虐待などが起きた施設のレポートとかを読むと、その施設に対する職員の帰属意識とか、もっと言うと、賃金、労働条件といったあたりから改善していかないと、精神訓話だけでは高齢者への虐待はなくならないという話もあるわけです。そういった意味では、8 番目、9 番目の項目の職員にかかわる部分というのは、間接的に、極端に言うと利用者の安全とか、そういったあたりにも非常にかかわってくることになるのではないかとこのように思うわけなのです。

今回は 5 点という配点できているわけなのですが、もう少し見方を変えて、やはり、この辺を重点的に見ないと、利用者の安全確保の観点とかスムーズな施設運営について、全国的にはいろいろと心配なことが考えられているので、ここで虐待が起きているということではないのですけれども、その辺を 100 点の中で配分するというのはつらい話なのかもしれませんが、再検討する余地があるのではないかと思います。この辺についてはいかがでしょうか。

○（医療保険）主幹

職員の処遇改善、労働条件改善、それと職員の意欲を引き出し、定着を図る取組ということを重視すべきだというお話がありまして、市としても、これは重要な部分だというふうに考えております。介護職員の低賃金問題とか、離職率が高いという話がありますので、そういった部分を重視すべきということで、実は、昨年、基準を見直したときに、こういった項目を新たに盛り込んだ経過があります。それ以前はこういう評価項目はなかったのですけれども、そういった経過がございますので、見直したばかりという事情はありますけれども、地域密着型サービス運営委員会には、議会でそういう強い要望があったということをお話していきたいというふうに考えております。

○齋藤（博）委員

平均得点が出ているわけなのですが、8 番目、9 番目の項目はほかの項目の得点から見ても低いのです。そういったことから見ても、どうなのかという心配もありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あわせて、この運営委員会には、こういう福祉施設で働く方の代表とか、働く側の意見が反映されるようなメンバー構成になっているのですか。

○（医療保険）主幹

運営委員会の構成メンバーの中に福祉関係、保険医療関係ということで、福祉関係は 3 名、保険医療関係で 2 名の委員がおりますので、そういった中で反映されているというふうに考えます。

○齋藤（博）委員

福祉関係者を分けると、運営している側と実際に働いている側があるわけなのですが、今の答弁からすると、福祉でなくても、一般的に地域の労働組合の代表とか、労働者側の観点でこの委員会での評価に携わっている人がいると理解してよろしいでしょうか。

○（医療保険）主幹

地域密着型サービス運営委員会の設置目的が、この地域密着型サービスをより適切に運営するために設けるといことで、学識経験者や福祉関係者、市民代表、関係団体といったところから選出するようになっておまして、労働関係代表とはなっていないものなので、そういった構成にはなっていません。

○齋藤（博）委員

今いるメンバーの方についてどうこうと言うつもりはないのですが、先ほど言った 8 番目、9 番目の働いている人を取り巻く環境なり条件という項目をもっと重く見てもらいたいというのは、前段、お願いした部分であります。

同時に、こういう施設はほとんどが人で動いており、人が非常に大きな役割を果たすわけですから、一方で福祉施設における低賃金の問題とか、雇用が長続きしない問題とか、いろいろな問題が社会問題になっているのも事実でありますから、そういったあたりを考えたときには、今後の課題として、ぜひ、福祉関係の職場で働いている人の声がもう少し反映できるようなメンバー構成についても検討していただきたいと思うのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○医療保険部長

ただいま、課長から、福祉関係のメンバーの 3 人ということで答弁をさせていただきましたけれども、福祉関係では、社会福祉法人の会長職も入っておりますので、実際は 4 人です。それから、役職者、管理職も入っております、現場で実際に皆さんと一緒に働いている方もおられます。委員会の資料説明では、賃金が低いのではないかという指摘も実際に受けておりました。この辺は、中島委員からも御指摘がございましたけれども、処遇改善という部分では大事なことで、行政として何ができるかという部分も問われましたので、機会を見て、何かできるようにということで答えておりますので、この辺は、今、採点の見直しも含めて、齋藤博行委員のお話、主張等を参考に、できることはしていきたいと考えております。

○齋藤（博）委員

ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

答弁は要らないのですけれども、私も、この 8 番目、9 番目あたりの項目について委員の皆さんがどういう評価をしたのかを見ると、逆に違った議論にもなるかもしれないけれども、今、部長からも一定の検討をするという答弁がありましたので、この部分についてはお願ひして終わりたいと思ひます。

二つ目の質問なのですけれども、今回、国の方針から始まって、小樽でも計画の見直しが行われて、二つの地域密着型をつくらうというふうの方針を変えたわけなのですけれども、そのときにも資料が配られまして、受給率とか、ニーズに対する調査みたいな表もいただいた記憶があります。そういった中で、地域密着型サービス事業を 2 か所に決めたニーズとの関係というか、もともとどういう判断でこういった二つのものが小樽には必要だと決められたのかという部分をお聞かせいただきたいと思ひます。

○（医療保険）介護保険課長

本来、平成 22 年度、23 年度にグループホーム等を計画したときには、療養病床がなければそのまま 4 か所、5 か所の設置計画をしておりましたけれども、22 年 9 月に療養病床の部分が存続というふうに決まったものですから、その後に抜本的な見直しを行ったということでございます。

それで、結果的に小規模特養が 2 か所になったニーズということでございますが、20 年 5 月に第 4 期事業計画を策定するに当たりまして、特養の待機者の調査をしている中で実人数が 933 名で、在宅で要介護 4 及び要介護 5 の方が 29 名おりました。それが 20 年 5 月の調査でございましたので、その後増えると思われる部分を勘案しまして、2 か所という形で設定しております。

○齋藤（博）委員

要は、2 か所でいいということをおの委員会でおの計画の変更を了解しているわけですが、さかのぼって間違いだったというよりも、2 か所必要なのだと、待機者が 29 人いるという話をしながら決められたけれども、結果して 1 か所しか建たなかったという現実があるわけだ。簡単に言うと、目的が半分しか達成されていないことになるわけなのですが、その辺についての総括というか、認識はどういうふうにお持ちなのでしょう。

○（医療保険）介護保険課長

昨年12月に1か月間かけて2か所を公募して、結果的に本年1月に1か所だったということで、では、1か所足りないでまた公募し直すのかといいますと、スケジュール的にもう間に合わないので、平成23年度に追加公募はしないという判断をしております。結果的に、ニーズがあるのに1か所足りないという御意見だと思いますが、29人しか定員がないわけですけれども、933名の待機者に対して要介護4、要介護5で在宅の方が29名で、その後の部分を勘案して2か所という位置づけにしたわけなのです。これについては、23年度に第5期事業計画を立てようとしておりますので、その前段で第4期事業計画のときに調査した特養の待機者の調査を行う形になります。その中で、待機者が何人いるのか、また、介護度別にどのくらいいるのか、その方が在宅でお待ちなのか、それとも、在宅ではない施設等でお待ちなのかを調査した上で人数が出ますので、また新たな調査でのニーズという位置づけにして、新たに第5期事業計画を持っていきたいというふうに考えております。

○斎藤（博）委員

その前に、ちょっと質問が前後するのですが、要は、2か所応募しているというのはホームページとかに公開していたわけですが、2か所に対して1件の照会が来て、1件で決まったものなのか、例えばどういう経過で1件になったのかということも教えてもらいたいと思います。例えば、本当は照会が5件あったけれども、いろいろな事情で落ちていって、最終的に1件になってしまっただめだったとか、2件まで来ていたけれども、何かの事情でおりたとか、小樽市が断ったというのはちょっと考えにくいですが、そういう経過があるのですか。要するに、初めから2か所募集したけれども、端的に言うと、北勉会以外はナシのつぶてでここに決めていったということでしょうか。

その辺について、どういう経過でこういうふうになったのかということも教えてほしいのです。

○（医療保険）介護保険課長

実は、2か所がいいのか、1か所がいいのかという議論もありまして、特養については設置者が社会福祉法人と決められている部分があるわけですから、小樽市内で設置できる法人も限られた中での設置になります。その中で、動きがあったのが1法人だったということで、平成20年度末に1か所やったときには、小樽市内の社会福祉法人という形で限定して募集したわけですが、今回は2法人になりますので、小樽市内という部分は取り払って、どこでもいいという形で門戸を広げたわけです。実際の説明会には3法人が説明を聞きに来ておりますが、その一つの法人は社会福祉法人ではなかったものですから、実際に設置できる法人としては二つの社会福祉法人が来ていまして、一つが小樽市内、一つが札幌市の法人でした。説明会に来て中身を聞いて、12月中に何か接触があるかと期待をしていたのですが、結果的にはなかったと。当然、公募の前に建設事業所等からもいろいろな問い合わせがあった中には札幌の建設事業者からの問い合わせもあったのですが、それは札幌の社会福祉法人と結びついていた事業所ということでしたが、結果的に説明会の前から打診というか、接触はあったのですが、どういう理由かわかりませんが、最終的には北勉会しか手が挙がらなかったという状況でございます。

○斎藤（博）委員

結果としては、2か所に対して一つということで終わったのは事実ですし、時間的な問題もあるわけですが、先ほど、平成23年度の計画を立てる中でまた考えていきたいというのは、同じものを追求していくという考え方でいいのですか。もう一回、地域密着型を、要するに、残った1か所を組み込んでいくという考え方なのか、改めてもう一回、全部含めて再検討するというふうに考えていいのですか。

○（医療保険）介護保険課長

基本的には、平成22年度の抜本的な見直しをしたときと24年度の状況は変わっていると思いますので、さらな形で計画を持っていく形になるかと思っております。

○齋藤（博）委員

そうすると、言葉じりの問題ではないですけれども、29人の待機者を考慮して2か所必要だという計画を立てたけれども、結果としては1か所で終わって、残った1か所については、当然、再募集をかけるわけにもいかないし、かけても来ないかもしれないということになると、本当は2か所必要だと小樽市は考えていたけれども、1か所しか事業展開できない。結局、これから平成24年度に向けた計画をつくってうんぬんとなると、ニーズはあるというふうに把握したけれども、提供は半分で終わっているという状態が23年度、24年度、25年度ぐらいまで続くと考えざるを得ないということではよろしいですか。

○医療保険部長

今回は、先ほど課長から説明しましたがけれども、平成20年の調査では、29名の方が重篤で、やはり御希望に沿ってあげたほうがいいのではないかとということで29名、それから、それ以降も増えているだろうということで、私どもとしても、1か所で満足しているわけではございません。できれば、見直し後の計画どおり、2か所欲しかったということで、それを市内の事業者だけに絞りますと、ほかにもある社会福祉法人では実際に手は出せないという話も聞いておりましたので、それで市外にも門戸を広げていたわけです。先ほど、齋藤博行委員からもありました福寿荘の跡地を充てて、そこにということも考えた上での説明会の実績だったということ話をさせていただきます。ただ、期間も短かったということと、29人の規模だけで、特養だけではペイしないということもありまして、結果的には廃案になりました。

また、来年以降どうするかということで、実は、今公募したものは来年3月には建つことになるのです。23年に策定委員会に諮りまして新しい後期以降の計画ができて、そこでまた、もし計画があったらすぐに募集をかけたいと思っています。そうすると、小規模であれば最短で1年後には建つと思います。

それから、今、29床というのなかなか難しいものですから、できれば100床とか、80床になるのか、それは北海道枠とか後志圏域枠がありますので、小樽市が900床に手を挙げても配分がどれだけあるかということがありますので、もしそういうものがあれば、保険料が増えてしまうという部分もありますので、給付と負担のバランスを見ながら策定委員会に諮りまして、そういう声があるのであれば、待機者もおりますので、検討はしていかなければならないというふうには思っております。

今の積み残しの29床を持っていくかどうかということではなくて、ニーズ調査をする中で改めて支援をしていきたいと考えております。

○齋藤（博）委員

質問を変えたいと思います。

◎障害児保育について

次に、障害児保育についてお尋ねしたいと思います。

最初に、私の一般質問で、今の小樽の要綱については見直すという答弁をいただいているわけですがけれども、これについては、新年度からそこに入るという理解でよろしいでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

その前段で、国の動きを見ながらということでは考えております。

○齋藤（博）委員

私は、答弁を聞いて心配だから聞いているわけです。要するに、何かいっぱい言いながら検討しますと言っていますが、私は、現状としても見直しなり整理が必要ではないかと思うのです。それは、国が動いたからやれと言っているのではなくて、国の動きがあったにしても、それは参考であって、それを見てというのではなくて、やはり、今の小樽における障害児保育の現状に対する把握にしても、一つの区切りとして、平成23年度からそういう作業に入るべきだというふう思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○福祉部長

障害児保育のこと、それから、学校の特別支援学級、あるいはインクルーシブな障害児の教育のことも含めて、今、国で議論が進んでいるわけですけれども、そのときに、一つは、今、はっきり定員なりそこに配置される保育士の数が見えていない、あるいは、それ以外の有資格者について全く触れられていないのです。これは、やはり問題ですので、小樽市として現状にあわせてどういう形で保育をするのかということ、児童と保育士の割合は3対1、2対1、1対1というとりあえずの札幌の表を使ったりしているわけですけれども、その部分についての判定も考えなければいけません。あるいは、定員というものが各保育所、公立の保育所だけでいいのか、あるいは、私立の保育所も含めてですけれども、そのところでどういう方向がいいのかということは今まであまり論理的な検討がされていないと思うのです。例えば、今、国で進めている総合福祉部会で、人員基準がどれぐらい必要かという議論もこれから進んでいくところですので、それとあわせながら検討してまいりたいと思います。

○斎藤（博）委員

改めてお聞きしたいのですけれども、親が障害児だということを認めているということをお聞きしますけれども、現状の公立保育所に受け入れる流れというか、申込みから、受入れ側の整備を含めて、どういう流れで行われているかということをお聞かせいただきたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

実際に障害児をお持ちの保護者が保育所に申込みをされる場合には、通常の申込みのほかに、発達調査票というものを添付していただくこととなります。これは後で出していただいてもいいのでしょうかけれども、そういったものを受けた後に、小樽市障害児保育実施要綱に沿って、障害児入所指導委員会を開催いたします。これは、子育て支援課、各保育所長、発達支援センター所長、知的障害者福祉司等の構成メンバーになっておりますけれども、その指導委員会で入所の承諾や入所の順位、あるいはその他障害児保育に必要なことについて審議しまして、その結果を市長に報告します。それを受けて、市長は最終的に入所を決定いたします。その際に、障害児入所指導委員会では、子供の障害の程度を見ていくわけでございますけれども、具体的には、障害の程度が軽度あるいは中度、重度の3種類で判断しておりますけれども、そのどれに当たるかを議論することになっております。

最終的には、その結果、例えば、障害の程度が中度ですけれども、その場合は、子供と保育士の比率が子供2人に対して保育士1人、いわゆる2対1という形になっていきまして、それに応じて、入所する保育所で人の対応が必要な場合は加配していきます。2対1といいますが0.5人という人はいませんので、1人を採用することになるのですが、その保育所で例えば既に入っている入所児童の数と比較して職員が対応できる状態であれば、現有の中で子供を預かっていきます。そうでない場合には、臨時の保育士を加配して子供を受け入れていくこととなります。

○斎藤（博）委員

その場合、重度、中度、軽度という判定が専門的にされるのはいいわけですけれども、一般質問でも言っていますように、3対1、2対1、1対1というのはどこから持ってきたのですかということ、要綱にはない言葉でありまして、これは別のところというか、補助金要綱などには出てくるわけですけれども、職場で人を手だてするときの基準は、今のところ、それを福祉部が運用しているというか、勝手に使っていると言うと失礼だけれども、そういうあたりの話合いというのは原課では全然なくて、一応、それを借りてやっているという理解でよろしいのですか。

○（福祉）子育て支援課長

現在、そのあたりで参考になっているのは、部長の答弁にもありましたけれども、札幌市のかつての、今は若干違うようすけれども、参考基準を参考にさせていただいております。3対1、2対1、1対1という考え方ですけれども、小樽では障害児保育を昭和57年からスタートしておりますけれども、当時は中央保育所に委託する中でやっておりました。国の仕組みでも当時は障害の軽い子供が対象でそもそも動いていたときに、4対1という考え方が

ありました。それが、その後、3対1というふうに変わってまいりまして、障害の軽い子供は3対1という考え方が根っこにありまして、そこから、中度は2対1、重度は1対1という考え方に発展してきているというふうに理解しております。

○齋藤（博）委員

今後の議論として、今、課長からの答弁でも、障害児については1人の子供と見て割り返したときには単独配置を基本にしているけれども、本来の子供が少ないときには、例えば、保育士が1人必要ならそこでの1人区分を持っていくのだと、とりあえずはそういう形をとっていることはわかりました。逆に、普通の子供が多くなってきたときには、当然、もとに戻れば、中度であれば2対1だけれども、0.5人はないから1人を入れるというやり方で、今、保育所は運営されているのだということで理解していいのかというのが一つです。

もう一つ、今後の課題として、ほかの自治体では、障害児保育の充実の中で、障害児保育の専任を置くということが結構導入されてきています。やはり、一般的歳児別編制とは違って、障害児に特化した障害児専任保育の配置が検討されているようにも聞こえていますし、導入しているところもあると聞いているわけなので、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

まず、配置の計算の仕方は、基本的に、ある保育所に初めて障害のある子供が入る場合には、その子供を除いた数を国の基準などで割り返して、必要な保育士の数を算定します。そこで、もし障害のある子供を預かれるということであれば、そこで対応していただきますし、既にそこはいっぱいですということであれば、障害の程度に応じて臨時職員を配置するので、その際に子供が1人の場合は保育士を1人配置いたしますが、例えば、中度の2対1という子供が同じ年齢で2人いる場合に、保育士は1人の配置ということで考えてまいります。

それから、あらかじめ専任の枠を設けてはどうかということですが、小樽市の障害児保育が昭和57年度からスタートして、昭和59年度から中央保育所に補助金を出す要綱はつくっているのですが、当時は、一定の枠を確保して、あらかじめ、必要な人件費を委託料に入れていたのがスタートのようでした。その後、あらかじめ用意した枠に障害のある子供の数が満たない時期が続いたために、あらかじめ確保する方法をやめて、ある程度柔軟な対応といたしますか、実態にあわせて必要な職員配置をしていく方向に変わりつつあります。人をあらかじめ確保しておくのも方法の一つかもしれませんが、実際に障害児保育を申し込まれる子供の数や動きが年度によっても保育所によっても違いますので、今の小樽市のやり方で当面は進めていきたいと考えております。

○齋藤（博）委員

この項の最後なのですけれども、入所手続きのときに、障害の有無について保護者がなかなか判断しきれないといえますか、今までそういう議論をしたことのない母親からすると、いきなり障害児保育の対象なのだという話をされて書類を書いてほしいと言われても、書かない場合もあると思いますが、その場合はどうなっていくのですか。

また、本当にだれもわからないで入ってきたけれども、保育している間に発達に関する部分などで新たに障害児だということがわかった。けれども、例えば保護者がそれについてなかなか了解できない場合に、いい、悪いではなくて、今はどうやって対応をしているのかということを教えてください。

○（福祉）子育て支援課長

例えば、障害の程度を公に判定する児童相談所の判定書や身体障害者手帳、療育手帳のようなものがない場合には、既に保育所に入っている子供であれば、保育所での状況をまとめたもの、あるいは、発達支援センターがありますけれども、そちらを紹介するようにして、御理解いただいた保護者についてはそこを利用していただく中で、発達支援センターでいろいろと状況を見ていただいたその記録などを総合して判断することになります。

○齋藤（博）委員

二つ質問したのですけれども、一つは、障害児だと認めない親への対応をどうするのかということ、もう一つは、

途中で障害があるとわかった場合はどうしたらいいのか。

○（福祉）子育て支援課長

今の答弁はまざってしまっていて、新たな子供については、保育所での観察はできませんので、なるべく発達支援センター等を紹介するようにして、そこでの状況記録を参考にしますし、既に保育所にいる子供の場合は、それに加えて、保育所での記録なども参考にいたします。

○齋藤（博）委員

その場合には、先ほど言った配置基準がその段階で適用されていると理解してよろしいですね。

○（福祉）子育て支援課長

その時期は、障害児保育入所指導委員会が開催された日以降の対応になってまいります。

○齋藤（博）委員

◎保育所の除雪について

最後に、保育所の除雪について質問します。どこかというところ、園庭なのですが、保育所は、すごく広いところにぼつんと建っているわけではなくて、送迎の関係もあることから、意外とまち中であって、ほとんどは結構いい道路に面しているのが実態です。そういう中で、今年のように雪が集中して降ると、ある保育所では、子供にとっては壁のような、私でも壁に感じるのですけれども、2メートルを超える雪の壁があるとされています。子供はおもしろ半分ではじ登っていくのだけれども、よじ登った上は本当に狭くて、そこで遊んで落ちたら道路という状態もあると聞いております。

保育所によっては、それをうまくスロープにして子供の遊び場をしているところもありまして、ケース・バイ・ケースだと思いますけれども、坂をつくって遊ぶというレベルの雪の傾斜とか塊ならともかく、ほぼ垂直に2メートルの雪の山が園庭の90パーセントぐらいを占めていて、園庭には幅1メートルぐらいの脱出用の道路ぐらいしかないというところもあるように聞いているのです。

本当は、一つ一つ質問していこうと思ったのですが、時間もないので、最終的なお願いというか見解を聞きます。現場の保育所では、子供を遊ばせることも大事だと聞いていますので、全部が全部ではないにせよ、必要なところについては、金がかかるとは思いますけれども、外遊びができないような状態になっている保育所についての排雪を、今年は今後という話にはならないかもしれないけれども、ぜひ検討していただきたい。

これは、今回、いろいろな保育所をめぐる中で、保護者も保育所に対する目線が変わってきているのです。そして、そういう要望や指摘を私たちもあまり意識していなかったのですけれども、どうなっているのかという指摘というか、照会をされたのです。職場に聞いても、本当は要望したいという部分もあるけれども、ほとんど絶望的な状況だという話も聞いていますので、その保育所の特徴を生かして、うまくやっているところまで無理やり整理してほしいというつもりはありませんけれども、必要なところについては排雪を検討していただきたいと思います。この点について、まずはお願いしたいと思います。

○福祉部長

絶望されては困りますので、検討していきます。

○齋藤（博）委員

いや、絶望しているのですよ。

では、検討してください。

○副委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会に移します。

○吹田委員

◎保育士の確保について

保育所の関係で、最近の保育所の入所状況と、年度ごとのスタート時における入所の関係、それと、その年の3月で卒園して離れた人数がどの程度いらっしゃるのか、3年でも5年でもいいですから、そういうものがあれば、それを出していただきたいと考えています。

○（福祉）子育て支援課長

まず、4月1日時点の児童数を過去5年間で申し上げます。

平成19年度は、定員が1,530人に対しまして、4月1日の入所児童数は1,407人、入所率で言いますと92パーセントです。20年度は、定員が1,530人に対しまして入所児童数は1,409人、入所率は92.1パーセントです。それから、21年度は、定員が1,530人に対して入所児童数が1,360人、88.9パーセントです。22年度は、定員が1,505人に対して入所児童数が1,322人、87.8パーセントでございます。23年度につきましては、まだ確定しておりません。定員は1,465人ですけれども、入所児童数は、3月7日時点になります、1,362人で、入所率は93パーセントでございます。

それから、卒園ですけれども、申しわけございません。今、手元に卒園児の数字は用意してございません。

○吹田委員

では、年度の最後で待機児童という形の数値として出されているものは何かありますか。

○（福祉）子育て支援課長

今申し上げた年度に対応して、4月1日時点で入所待ちになっている子供の人数は、平成19年度は14人、20年度は19人、21年度は6人、22年度は10人、23年度については、まだ調整中ですので、数字は出ておりません。

○吹田委員

昔、保育所は、定員以上は絶対入れないというやり方をしていました。また、国の設置基準がありまして、面積要件とか職員数もあるのでありますが、今は、職員の人数と各子供たちの人数に合わせた面積さえあれば、人数は制限なしという感じの言い方をするようになりましたけれども、こういう形で、4月1日現在で、実際は定員を大きく割っている感じではありますが、この中で、これだけの人数が待機になってしまった原因としては何を考えればいいのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

これは、年齢別に見た場合に、特定の年齢に入所の申込みが集中したということ、それから、そうした入所の申込数が地域的に見て増えるところがあるといったことが要因だと思います。

○吹田委員

定員を超えているところもあるのですが、昔の話ですと、市の保育所でも、入所をさせるためには職員の確保という問題が常に聞かれるのですが、こういう形の中で、やはり安定的に入所していただくような場合は、そういう人的な確保はすごく大事な部分となっております。この辺につきましては、市でもいろいろと苦勞されているとは思いますが、いざというときの抜本的な対策については、民間は民間でいろいろと検討していると思うのですが、市はどのような感じで検討されているのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

保育所は、法に基づいた公の施設ということで、利用したいときにはいつでも利用できるのが確かに望ましいということですが、そのためのキャパシティを常に確保していくためには、子供の年齢に応じて、先ほど話が出ました、何対何という保育士の配置基準にいつでも対応できるようにしておく必要があります。例えば、四歳児、五歳児ですと、子供30人に対して保育士が1人でいいわけですから、若干の動きには対応できますけれども、ゼロ歳児ですと、子供3人に対して保育士が1人となっておりますので、低年齢児の子供の入りによっては、すぐに保育士が必要になります。そういったものに対応するためには、当初から相当の財源が必要になってまいります。

ので、やはり、現状の仕組みからすると非常に難しいことだと感じております。

○吹田委員

この辺も、今、公立、民間を含めて、人的な確保というのは、やはり行政側でイニシアチブをとりながら、利用する方が常にすぐ利用できるような体制をとれるようなものが必要ではないかと私は考えているのです。利用する人というのは、そのときに一番利用したいのですから、何か月か待って、そして準備ができたからどうぞというのは、ちょっとこれには合わない感じがします。

昔は、希望する人が市に履歴書などを提出しておくのと全体が動いていたのですから、今はハローワークの関係があって難しいということですが、その辺についても、今は、生活に大変困っているとか、いろいろな方がおられますから、そういうものに必ず対応できるようなシステムを考えたらどうかと思うのですけれども、この辺はいかがでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

確かに、今年度も、年度途中の特に後半になりまして、必要な臨時保育士の求人をハローワークに出しましても、一向に手が挙がらないと。その理由については、小樽市の求人は、地方公務員法の関係で、まず6か月が基本になるという更新の関係があります。ですから、例えば、12月に保育士を募集する場合には、求人の内容としては3月末までという期間でしか求人ができないということもあって、長期の仕事を探す方にとっては非常に短く感じるということで手が挙がらないのも要因の一つかと思えます。

あとは、かつて保育士として仕事をしていただいた方に、我々もピンポイントで連絡をとって、今、ハローワークに出しております。どうですかという話を今年度も100人以上の方に電話をしましたが、なかなか進まないのが現状です。その理由については多々あるかと思えますけれども、雇用期間が短いと思われること、あるいは、今、札幌などで保育所の拡大を進めていることも要因の一つかもしれません。これらについては、今はいかんともしがたい状況ですけれども、国で子ども・子育て新システムなどを検討されて、いろいろな保育需要に対応する仕組みづくりも検討されておりますので、そういったところにも期待したいと思っています。

○吹田委員

子育てのこういうものは法律に基づいて進んでおりますので、やはり行政側が責任を持ってすべてのものについてきちんと対応するような感じが必要だと考えますので、お願いしたいと思えます。

あとは、保育所については、今、国では、保育所と学校で子供の年齢の対応が若干違っているということで検討もされているのですけれども、4月2日という問題について、市ではどのような感じで考えていらっしゃいますか。

○（福祉）子育て支援課長

それは、出生日の関係だと思えます。学校の場合は、法律どおりの年齢の計算で動いておりますが、現在、保育所は、入所月の初日の年齢でという形で年齢計算をしておりますので、そういう意味では、学齢の計算の仕方と1日ずれがあるということは確かにございます。その点については、今、国でも学齢と同様な方向で、本来、修正が必要だという観点で議論がされているというふうに承知しておりまして、いずれ、何らかの通知が来るのではないかとこのように考えています。もし、そういった通知が来ましたら、しかるべき対応をしまいたいと思えます。

○吹田委員

この問題については、保育所が始まって以来の問題でございますので、逆に言えば、それをずっと放置しているような感じがします。保護者も若干困っている感じがありますので、これらについてはそういう形できちんとした対応をしていただければと思えます。

どちらにしても、保育所については、特に子供を産み育てる方が、その前段階で、生まれた方を我々がそういうところからやるような感じだと思いますので、基本的には、子供を、家族をたくさんつくりたいという人たちの意識がないと少子化は解決できないと思えますので、子育て支援課の皆さんがさまざまな形で支援をしていただける

ようなことでやっていただきたいと考えていますので、お願いしたいと思います。

◎ワクチン接種について

続きまして、ワクチン接種についてお聞きしたいと思います。

今、ワクチンというのはさまざまな健康を考えてつくられて、特に、小さい子供たちのところでは、いつ接種するということを表にして、広報活動を一生懸命行っています。今、高校生ぐらいでそういう免疫がなくて問題が起こることなのですから、ワクチン接種につきましては、一般的なものとして、最近の接種状況は前よりも皆さんの意識が高まって増えているのか、それともあまり変わっていないのか、逆に言えば安全を考えてやめているのか、この辺はどうなのでしょう。

○（保健所）山谷主幹

ワクチンの接種状況についてのお尋ねですけれども、現在、法的に決められている予防接種には幾つかありまして、例えば、BCGですとか、3種混合ですとか、はしかと風疹が合わさったMRワクチンなどがあります。そのワクチンによって接種率は違うのですけれども、受けている方の割合は大体80パーセント、90パーセントぐらいという状況になっております。

○吹田委員

国がこういう形で動いているワクチンというのは、そもそも100パーセントを目標にしているのでしょうか。90パーセントぐらいならそれはいいでしょうという感じになっているのでしょうか。

それと、通常のワクチンについては本人負担になっているような部分も結構あるのですけれども、これからそういう対応についてはどんな感じでされるのでしょうか。

○（保健所）山谷主幹

ワクチンの接種率につきましては、やはり、100パーセントに近いほうがよりよろしいかと思います。また、はしかなどの病気ですと、感染防止や拡大を防ぐためには95パーセント以上ぐらいの接種率が必要だとも言われております。

○吹田委員

今、ワクチンの接種については、御本人の費用負担があると考えているのですけれども、これからそういうものを展開するためには、費用の負担を減らしていけばどうかと思っているのですが、その辺のところはどのように考えますか。

○（保健所）山谷主幹

法的に決められた定期予防接種につきましては、受ける方の負担はございません。それから、保護者の希望によって任意で受けるワクチンにつきましては自己負担がありますが、そのワクチンによっても値段の幅が結構ございます。あと、肺炎球菌ワクチンとヒブワクチンについては、今は死亡事例などが出て一時見合わせになっておりますけれども、来年3月31日までの期限が定められていますが、平成23年度いっぱいは無料で受けられるという事業が始まっています。このヒブワクチンのヒブというのは、インフルエンザ菌b型のことです。それから、肺炎球菌に感染しますと、細菌性髄膜炎と申しまして、重症の場合には死亡に至ったり、後遺症を残す場合がありますので、これらについては法定接種に向けた検討なども行われていますが、今は時間を限って無料で受けられるように事業が始まっているところです。

○吹田委員

基本的に、法定接種と任意接種があるのですけれども、私は、子供たちの健康を保護者にきちんと守っていただきたいということがありまして、そういう場合には、やはり任意接種のものについてもきちんとやっていただければ、子供たちに大変な負担にならないだろうと考えています。今回も三つのワクチンについては、市の負担も含めて対応するというところになったのですけれども、私たちは、小さい子供たちに必要な任意接種のワクチンに

についても積極的にやっていただいたほうがいいのかという感じもするのです。この辺のところにつきましては、国の方針もありますし、お金のこともありますけれども、そういうものについて、ぜひ、そういう形の進め方をさせていただきたいということを希望して、私の質問を終わりたいと思います。

○副委員長

平成会の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時49分

再開 午後5時27分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○中島委員

日本共産党を代表して、議案第31号は否決、継続審査中の陳情はすべて採択を求めて討論します。

詳しくは本会議で述べますが、議案第31号小樽市軽費老人ホーム条例を廃止する条例案については、平成19年11月末の入居者36人はすべて退去され、23年4月1日に廃止条例を施行期日とするとのことです。国の方針では、軽費老人ホームはA、B、ケアハウスとあるうちのケアハウスに一元化するとのことですが、今回、50床あった自炊可能な高齢者施設がなくなり、この後の高齢者対策施設の計画も示されていません。小樽市は高齢化が進んでいますが、大変元気なお年寄りが多く、ひとり暮らしの方も増加しています。

低額な家賃で入居でき、自分の好みで食事を調節できる、そして管理人が常駐するメリットのある施設は小樽の実態にふさわしいように思われます。36人とはいえ、入居者がいた高齢者福祉施設ですから、本来なら、今後の施設計画を明らかにして、入居者の意思を尊重して移設を進めるべきではなかったでしょうか。福寿荘の廃止に反対してきた立場から、議案第31号は否決とします。

なお、継続審査中の陳情については、願意は妥当、すべて採択を求めます。

他会派議員の皆さんの賛同をお願いして、討論とします。

○濱本委員

自由民主党を代表して、継続審査中の陳情第1184号容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出方について、再度、継続審査を主張して討論いたします。

平成22年12月14日開催の当委員会においての我が会派の主張と同様、本陳情の基本的な考え方については当然理解し、異を唱えるものではありませんし、現行の容器包装リサイクル法が完成されていないことは、今回の委員会質疑の中で改めて明らかになり、改正の必要を否定するものではありません。しかしながら、責任ある意見書を作成し提出する上で、ライフサイクルアセスメントの考え方、サーマルリサイクル、供給者と受給者の負担のあり方などを調査研究、検討する時間がさらに必要であると認識しております。よって、再度、継続審査を主張します。

そのほかの継続審査中の案件については、検討の結果、いずれも継続審査を主張いたします。

また、本委員会に付託された議案第31号ないし第33号については、いずれも可決を主張いたします。

なお、継続審査が否決された場合には、自席にて棄権の態度をとらせていただくことを申し述べて、討論といたします。

○千葉委員

公明党を代表し、議案はいずれも可決、継続審査中の陳情第1184号は採択を主張し、討論を行います。

陳情第1184号容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書提出方については、我が党で検討した結果、採択といたします。

また、その他の継続審査中の案件につきましては、いずれも継続審査を主張いたします。

なお、継続審査が否決された場合は、自席にて棄権の態度をとらせていただきます。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第1184号について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数であります。

よって、継続審査は否決されました。

ただいま継続審査が否決されました陳情第1184号について、採決いたします。

採択とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数であります。

よって、陳情は採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第247号、第258号、第1116号及び第1117号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数であります。

よって、いずれも継続審査は否決されました。

ただいま継続審査が否決されました陳情第247号、第258号、第1116号及び第1117号について、一括採決いたします。

いずれも採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数であります。

よって、いずれも採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第251号、第1176号及び第1177号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数であります。

よって、いずれも継続審査とすることに決定いたしました。

次に、議案第31号並びに陳情第250号、第1003号、第1145号、第1164号及び第1182号について、一括採決いたします。

議案は可決と、陳情はいずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数であります。

よって、議案は可決と、陳情はいずれも継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、所管事項の調査は継続審査と、それぞれ決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決定いたしました。

散会に先立ちまして、この 3 月末日をもって退職される理事者の方々がおられますので紹介し、一言、ごあいさつをいただきたいと思っております。

(理事者挨拶)

○委員長

ありがとうございました。

皆さん方は、長い間、小樽市役所に勤務されまして、それぞれの立場で力を発揮され、小樽市政発展のために尽力されたことに対して、心からお礼を申し上げます。

市政について、それぞれ専門分野で大きな力を持っておられるし、能力もある方々です。また、それとは別に、個性豊かな方々がおられますので、ぜひ、今後、第 2 の人生を体に気をつけられて過ごされるように、そしてまた、市役所に奉職されてから退職までの間、支えていただいた家族の方々にも感謝をして、第 2 の人生を元気よく歩んでいただければ幸いです。

また、我々議員もこれから、ここにおられる 7 人は再度挑戦するわけではありますが、何かにつけて皆さん方にお世話になることになると思いますので、今後とも小樽市議会にも御協力いただきますようお願いを申し上げます次第です。

本日は、これをもって散会いたします。